

平成26年第3回美幌町議会定例会会議録

平成26年 9月16日 開会

平成26年 9月17日 閉会

平成26年9月17日 第2号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
9番 坂田 美栄子 君
4番 上杉 晃 央 君
2番 大江 道 男 君
8番 岡本 美代子 君
- 日程第 3 承認第 9号 専決処分の承認について
(平成26年度美幌町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 4 同意第 2号 美幌町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第39号 工事請負契約の締結について
(美幌博物館冷暖房換気設備改修工事)
- 日程第 6 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第41号 平成26年度美幌町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 8 議案第42号 平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について
- 日程第 9 議案第43号 平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について
- 日程第10 議案第44号 平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につ
いて
- 日程第11 議案第45号 平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)
について

○日程追加事件

- 追加日程第 1 認定第 1号 平成25年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第 2 認定第 2号 平成25年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 追加日程第 3 認定第 3号 平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
- 追加日程第 4 認定第 4号 平成25年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認
定について
- 追加日程第 5 認定第 5号 平成25年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認
定について
- 追加日程第 6 認定第 6号 平成25年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算
認定について
- 追加日程第 7 認定第 7号 平成25年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 追加日程第 8 認定第 8号 平成25年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 追加日程第 9 意見書案第9号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求め
る意見書について
- 追加日程第10 意見書案第10号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正
等を求める意見書について
- 追加日程第11 意見書案第11号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書につい

て

- 追加日程第12 報告第11号 健全化判断比率について
追加日程第13 報告第12号 資金不足比率について
追加日程第14 報告第13号 放棄した債権の報告について
追加日程第15 報告第14号 平成25年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の
点検・評価の報告について
追加日程第16 報告第15号 専決処分の報告について
追加日程第17 報告第16号 例月出納検査報告について（5月～7月分）
追加日程第18 議員の派遣について
追加日程第19 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | |
|-----|---------------|-----|--------------|
| 1番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 | 大 江 道 男 君 |
| 3番 | 中 嶋 すみ江 君 | 4番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 5番 | 早 瀬 仁 志 君 | 6番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 8番 | 岡 本 美代子 君 | 副議長 | 9番 坂 田 美栄子 君 |
| 10番 | 吉 住 博 幸 君 | 11番 | 橋 本 博 之 君 |
| 12番 | 宗 像 密 瑠 君 | 13番 | 大 原 昇 君 |
| 議長 | 14番 古 舘 繁 夫 君 | | |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | | | |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| 美 幌 町 長 | 土 谷 耕 治 君 | 教 育 委 員 会 長 | 沖 田 滋 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 鈴 木 幸 往 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 | 松 本 光 伸 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 染 谷 良 君 | 総 務 部 長 | 平 井 雄 二 君 |
| 民 生 部 長 | 藤 原 豪 二 君 | 経 済 部 長 | 広 島 学 君 |
| 建 設 水 道 部 長 | 矢 萩 浩 君 | 病 院 事 務 長 | 大 村 英 則 君 |
| 会 計 管 理 者 | 植 木 恒 則 君 | 事 務 連 絡 室 長 | 中 村 敏 文 君 |
| 総 務 主 幹 | 田 村 圭 一 君 | 電 算 主 幹 | 河 端 勲 君 |
| まちづくり主幹 | 露 口 哲 也 君 | 総 合 計 画 主 幹 | 那 須 清 二 君 |
| 財 務 主 幹 | 小 室 保 男 君 | 契 約 財 産 主 幹 | 石 坂 聡 君 |
| 税 務 主 幹 | 田 中 三 智 雄 君 | 環 境 生 活 主 幹 | 大 場 正 規 君 |
| 児 童 支 援 主 幹 | 武 田 孝 司 君 | 福 祉 主 幹 | 谷 川 明 弘 君 |
| 健 康 推 進 主 幹 | 佐 藤 和 恵 君 | 農 政 主 幹 | 但 馬 憲 司 君 |
| 耕 地 林 務 主 幹 | 伊 成 博 次 君 | 商 工 観 光 主 幹 | 小 室 秀 隆 君 |
| 建 設 主 幹 | 川 原 武 志 君 | 建 築 主 幹 | 中 沢 浩 喜 君 |
| 水 道 主 幹 | 澤 島 雅 俊 君 | 病 院 総 務 主 幹 | 岩 田 憲 次 君 |

事務連絡室次長	三上	猛	君	教 育 長	平野	浩	司	君
教 育 部 長	高木	恵	一	学 校 教 育 主 幹	石澤		憲	君
学 校 給 食 主 幹	石田	勇	一	社 会 教 育 主 幹	荒井	紀	光	子
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	佐藤		修	農 委 事 務 局 長	西	俊	男	君
選 管 事 務 局 長	小西		守					
監 査 委 員 室 長								

○議会事務局出席者

事 務 局 長	高崎	利	明	君	次	長	橋	本	美	典	君
議 事 係 長	水	上	修	一	君	議	事	係	成	田	好

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成26年第3回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番松浦和浩さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）〔登壇〕 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 おはようございます。

私は、今回2項目3点について質問させていただきます。

まず、教育行政のほうから説明させていただきます。教育行政につきましては、一つ目に小・中学校間の人事交流について。

小・中学校間の人事交流については、既に取り組みられていると考えているところですが、交流によつての教職員の指導力向上を促し、義務教育9年間での子供を育成するという意識改革につながるだけでなく、学習指導や生徒指導面でも有効な施策ではないかと考えているところです。人事交流についてのお考え方、今後の新たな取り組みについてお示しいただきたいと思ひます。

二つ目、慢性疲労症候群にならない対策についてです。

慢性疲労症候群について、近年、教員の多忙化が問題となっています。授業の準備に加えて生徒指導、困難な保護者への対応、丁寧に行おうと考えれば考えるほど時間が足りない。勢い、サービス残業や持ち帰り仕事が増えていくことになっています。拍車のかかる多忙化は確実に教員の健康をむしばんでいます。

文部科学省の調査によりますと、公立学校に在籍する教員の病気休職者数は8,341人と在籍者全体の0.9%を占めています。その中であつて注目を集めているのが慢性疲労症候群です。発症させないためにも現状を把握し、今後の取り組みも必要ではないでしょうか。考え方をお示しいただきたいと思ひます。

二つ目の2項目めのふるさと祭りについてです。出店数の増加対策についてということで質問させていただきます。

3日間のふるさと祭りは初日から雨に打たれましたが、たくさんの人でにぎわい、大盛況に終わりました。特に、準備にかかつてこられた方々は前後含めての1週間、大変御苦労さまでした。

この町民手づくりで始まったふるさと祭りも23年間継続できていることはすばらしいことです。ただ、残念なことに出店数が年々減少してきています。

昨年の9月にも同じ質問をさせていただきましたが、このまま減少していくと継続が困難になるのではないかと危惧しているところです。

町民の方々も口々に「お店が少なくなって寂しくなってきたね」と言われています。出店者を対象にアンケートをとられているようですが、出店者の声だけでなく、広く声を聞く必要があると思われますが、今後の取り組みについての考え方をお示しいただきたいと思います。

以上、説明させていただきましたので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきますと思います。

初めに、美幌ふるさと祭りについて、出店数の増加対策についてであります。美幌ふるさと祭りは暴力団の関係する出店を排除し、町民参加による手づくりの出店、青少年の健全育成及び町民の安全を促進するために、出店者や実行委員会、さらに関係機関や多くの団体の皆様と一体になり、本年までさまざまな御苦労や課題を乗り越え、事件や事故もなく開催、継続されているところであります。

第23回美幌ふるさと祭りは3日間で約7万5,000人が来場され、盛況な中で無事開催されました。来場者数は少子化のため子供の数も影響して、毎年減少している状況であります。

御質問にありますように、実行委員会では出店数の減少に対する今後の取り組みの一つとして出店者を対象にアンケートを実施しましたが、これは実行委員会でも出店数や来場者数の減少状況をそのまま看過できないと受けとめ、改善すべき御意見や新たな提案などの声を今後の開催に向けて生かすためのものであります。

出店数をふやすためにも、町内出店の掘り

起こしがどのようにできるかを含め、実行委員会にしっかりと伝え、来年の美幌ふるさと祭りが出店する方も来場される方も一緒によろこんでもらえるように努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁いたします。

教育行政について、小・中学校間の人事交流ですが、教職員の人事異動につきましては、オホーツク教育局管内、公立小中学校教職員人事異動実施要綱に基づき実施されておりますが、小中学校間の人事異動については、必ずしも人事交流が図られている状況ではありません。

御質問の小中連携、一貫教育を推進し、義務教育9年間で子供を育成するという観点から考えると、有効なことかと思われませんが、現状では各教員が所有している教員免許や教科ごとの定数管理の面から難しいと考えられます。

教員免許制度のあり方が小中一貫教育を阻む要因として上げられる中、免許制度の見直しを要望していくことは大切なことですが、当面はオホーツク教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施要項に基づき、教育の水準の向上と適正な学校運営のため、引き続き意欲ある教職員を美幌町の小中学校へ異動させるべく努力してまいります。

次に、慢性疲労症候群にならない対策についてであります。教職員の健康の保持増進は、教職員個人の健康管理上の問題にとどまらず、教育活動を円滑に実施していく上で重要なことでもあります。

慢性疲労を起こさせないためには、時間外勤務の縮減が大切であり、その取り組みとしては会議や打ち合わせの効率化を図る、年2回以上の時間外勤務等縮減強化月間を設定する、月2回以上の定時退勤日を設ける。

中学校にあつては、部活動休止日の設定や

顧問の複数化を図るなど、具体的に重点事項を設定しながら取り組んでおります。

あわせて、日常的な取り組みとしてメンタルヘルス関係の資料配付や良好な職場環境の整備、相談しやすい雰囲気醸成や養護教諭との連携、養護教諭からの専門的な情報提供などの取り組みを行っております。

教職員が心身ともに健康で教育活動に従事していくためには、管理職を中心に学校全体で教職員の健康管理や勤務時間の管理に対する意識を高めていくことが大切であると考えます。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） まず、最初の小・中学校間の人事交流についてから再度質問させていただきますと思います。

今、教育長が御答弁いただきましたように、美幌の教育委員会としては21世紀をたくましく生きる子供たちを育てるためにとの目標を持ちながら取り組まれていると感じているところです。

私も日ごろよりいじめ、それから不登校、児童生徒の増加や学級崩壊、あるいは子供の理科離れ、学力の低下など、最近の学校を取り巻く問題は大変憂慮しているところでもあります。

豊かな心を持ち、たくましく生きていくことのできる子供たちを育てていくためには、地域や学校の役割は極めて大切なことでもありますけれども、それとともに子供たちが1日の多くの時間を占めている学校教育においては創意工夫を凝らし、新たな方策を行うことが必要ではないかと考えているところでございます。

私は、そのための方法の一つとして、方策の一つとして小学校教員と中学校の教員の人事交流をこれまで以上に積極的に行う必要ではないかなというふうに考えているところです。

先ほどの答弁では、学校間の教職員の持っている教員免許によってなかなか難しいという状況がありましたけれども、やはりこの交流することによって、積極的に交流することによって教員の校種間の理解が深まるとともに、視野も広まるし、資質向上にもつながると考えているところです。

特に、小学校高学年の児童は中学校への進学を間近に控えた大切な時期でもありますし、さまざまな特性を持つ教員から指導が受けられることで、学校生活に適用していくために大変、大切なことではないかなというふうに考えているところです。

確かに、これまでは教員免許上の制約もありまして、中学校の教員が小学校で教えらることのできる教科は音楽、図工、体育、家庭の四つに限られていましたけれども、平成14年7月というふうに私の調べたところではそういうことだったのですが、教育長のほうはもっと詳しく御存じかと思えますけれども、全ての教科について、小学校の全ての教科について中学校の教員が指導できるよう、教育職員免許法が改正されたというふうに伺っております。

また、近年の新採用職員の中には小・中学校両方の免許を持っているものが増加する傾向が見られるようになってきているとも言われています。

そういうことを考えると小・中学校間の人事交流を行しやすい環境が整いつつあるように考えているところでございます。

市町村教育委員会との緊密な連携を図りながら、小・中学校間の人事交流を積極的に進めてこられるように検討していくことができるかどうか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、御質問の中で小学校と中学校の交流、人事交流という部分については、私としては非常にそれを否定するものでもありませんし、今おっしゃった内容で進めるのであれば、ぜひ進めていただき

いたというふうには思っております。

そのためには答弁にもしましたけれども、やはり教員免許の部分の問題をやはり解決しなければなかなか、それがスムーズにという事が進まないのではないかというふうには思っております。

ですから、当然、人事を行うのは北海道教育局、オホーツク教育局がやるわけでございますけれども、私どもがそういう部分で希望して、この先生の免状を持ってこういうふうはどうだろうかという投げかけはすることはあります。ただ、それが全て希望どおりなるのかどうかというのは、ちょっと別な問題というふうに理解いただきたいというふうに思っています。

今回、その26年7月3日に教育再生実行会議というもの、第5次提言の今後の学生のあり方という中で、9年間の義務教育の制度も含めてどうなるかという提言が出された中で、やはり非常にその中で教員についてはやはり校種間を超えて教科等の専門性においた指導ができるように免許制度を改革する必要があるというふうな形でもやはりかなり打ち出しているのです。

ですから、先ほど平成14年7月に免許法の改正という部分ではちょっと私、勉強不足でそこまでの細かい内容はちょっと今、理解していませんけれども、やはり私の認識の中では、ある意味ではその免許制度の分をきちんと変えていかない限りでは難しい部分があると、難しいからできないということでは、そういう意味ではない。

ただ、町としての要望としてはそれぞれの個々の長所を見ながら、この先生は例えば非常に優れていた場合に対しては中学の免許がある場合は小学校の先生でもこういうところに行くことは可能ではないでしょうかというお願いすることはあります。

そういうふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただきましたように、免許証の関係でかなり難しいということだったと思うのですが、それであれば、例えば小・中学校間教員が合同で参加できる授業研究のための会議を恒常的にやっているところもございまして。全国的に見てみますと、そういうふうに行われている、恒常的に設置されているところが39%ということは何ってしますし、市町村による研究指定授業の実施については22%というふうになっていますので、美幌町としてもやはり網走教育局とか、それからオホーツク関係いろいろ校長会議というのがあって、いろいろ問題をクリアするには大変なことかとは思いますが、やはり美幌町としてできるところから提案しながら取り組んでいける方法、そういうものを考えていただきたいと思いますというふうに思っているところでです。

やはり美幌の教育環境を整備していくということが最優先ではないかなというふうに考えていますので、ぜひできるところから取り組んでいただければというふうに考えているところですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、校種を超えて授業研究というか、そういうのをやっているところもあるという部分であります。

ある意味では年に1回、管内の校長の会議とか、それから教頭会議というので研究をやっている部分については、ある意味では校種を超えてやっているのも事実ですし、さまざまな部分で先生方が研究をされている部分があると思います。

今、その市町村が22%という部分がありますけれども、私のほうは消極的ではなくて、どういうふうに授業研究をやったらいいかというのは、やはり先生方がきちんと自分たちの意識の中で組み立てていってもらわないと、こういうことができますよ、できますよということとは言えますけれども、例えばそれがそのとおり広がっていくというのはなか

なか水辺に連れてくるまでは可能で、水を飲まないかどうかというのはまた別問題で、そこが非常に問題なのかなというふうに思っています。

ですから、施策的に言えば町のほうで一つの研究というか、そういう研究会をするためにそれにかかるお金を少し出しますよという、予算も町としては独自で持っております。

ですから、ぜひそういう校種間とは言いませんけれども、例えば小学校で何か研究をする分であれば、例えば資料、あるいはちょっとした講師を呼ぶためのお金、予算をつけたりにしていますので、なかなかこれが問いかけてはしているのですけれども、反応がないというのも事実であります。

ですから、そういう意味では先生方にぜひ今以上に研究等を活発にしてほしいというお願いはしていますが、今度は現実としてはそういうものがなかなか進んでいないのも事実という御理解もしていただきたいというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） いろいろ進めるに当たっては、なかなか厳しい状況がわかるような気がいたしますが、たまたま今回、私こういうことを美幌でもできたらいいなというふうに思ったニュースの中には、茨城県で小中学校間の校長会議の中でこういう茨城県全体で取り組んでいるというのをニュースで見たことがあったのです。

だから、今、美幌町だけで取り組むのにはなかなか自主的なものというのは今のところ芽生えていないようなのですけれども、美幌だけでなく、本当はオホーツク管内とか、そういうところで取り組んでもらいたいなという思いがあって、ぜひ校長会の中でもこういう話題を提供していただければというふうに、そんな思いで今回、質問させていただきました。

なかなか難しいとは思うのですけれども、

やはり教育によって子供たちがどんどん変わっていくことを期待したいという思いで質問しましたので、ぜひ今後の取り組みの一つとして何とか努力していただきたいなというふうに思います。それで、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、慢性疲労症候群のことについて再度質問させていただきます。

慢性疲労症候群というのは十分御承知の方もいらっしゃると思うのですが、原因のわからない極度の疲労感が長期間続く病気ということで、1990年代ころから日本でも国際基準に基づく症例が報告され、現在も患者数がふえ続けている状況にあります。

慢性疲労症候群が発症すると、生活が損なわれるような強い疲労感に襲われ、6カ月以上の長期間にわたって続き、原因不明の微熱や頭痛、咽頭痛などが続き、うつ病に似た症状が出て気分の落ち込みが続き、仕事に出られないほどになる場合もあると言われております。

御答弁いただきましたように、慢性疲労を起こさせないためには、時間外勤務の縮小が一番ですが、さきにも述べましたように近年は教員の多忙化が指摘されています。

事務的な作業はどうか、特に中学校の部活などの終了後に子供たちの個々に対応するために丁寧にと考えれば考えるほど時間を要すると言われてもいます。

職場環境としては、教職員が相談しやすい、また働きやすい環境づくりを整備していくことが大事なことを考えているところであります。

御答弁のとおりでございますが、少しでも慢性疲労にかからないために地道な取り組みをしていただければという思いを込めて今回は質問をさせていただいたということです。

先生方は口々に疲労が残るという話はよく聞かれていますので、そこら辺のことを十分理解した上で取り組んでいただければというふうに思っています。そのことについて何か申しただけることがあればお願いしたいと

思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回、質問をしていただいたことで私もいろいろなことを学ばさせていただきました。

そういった中で御質問の慢性疲労症候群ということの中で、どういう状況で発症するかということも学ばさせていただきましたし、実態数として教職員の中でどれぐらいまでというところまではちょっとなかなか理解できない部分は若干残っております。

ただ、御質問の中で示していただいているような統計的な部分のこと、それからある意味ではそれをちょっと一歩進んで精神疾患まで至る部分とか、そういう部分でいけば非常に多いという認識がございます。

そのことも踏まえて、やはりそれをどういうふうにするという症状に至らないための環境をつくっていくというのはやはり、それはある意味では学校の校長の学校経営に対する考え方というふうな部分だと思います。

なかなか私どもで、こういうことという項目はお話はできるのですが、それを実態的にどう示していくというのは、やはりそれぞれの学校長の力、それから管理職の力、そしてそのことに対して協力をするという部分の教員の方々の部分ではないかなというふうに思います。

本当にこのごろは学校に全てのことが持ち込まれる部分があった中で、よく私は言いますが、やはりこれからの子供を育てる中においてはやはり学校だけではなくて、家庭と地域と、そしてこのごろ言っているのは行政、言うなら教育委員がしっかりしなければいけないよという中においては、地域の資源という、それは人材も含めて、そういう方々をきちんと受け入れる努力も先生方にはしてほしいというか、どうも学校という一つの囲い込みをして、やはり大変だという言い方は失礼ですけれども、大変だという気がするのです。

ですから、そういうことをちょっと取り除

いて、例えば2013年にOECDが実施した国際教員指導環境調査の中で、確かに日本の教員の方々、いうなら中学校の教員を想定しての調査なのですが、それを考えるとやはり世界の中では1週間に働く時間が非常に多いのです。

それ以外でも、例えばスポーツ文化の課外活動も非常に多いのです。ですから、そういう部分については先ほど言った、地域の資源とかそういうものにうんとやはり外に求めて、自分たちの背中を軽くして、本来のやはり子供にきちんと教えるということに対する力を十分に発揮していただきたいというような気がします。

私ども、本当に日常的に学校の校長会議の中ではやはり先生方の負担を軽くしてほしいということをお願いしています。なかなか非常に難しい部分があるので、校長にゆだねるものと、それから国にきちんと行っていかなければいけないものは分けてきちんと対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） なかなか教員と校長先生との間というのがかなり溝があるのかなというふうに感じてはいるところがございますけれども、やはり学校運営というのはそこが一緒になって連携してやっていかなければうまくいかないのではないかなというふうに思うところもありますので、ぜひそのところを少しでも近づけて、一緒になって取り組める、それと先生方が働きやすい環境というのはそういうことではないかなというふうに思いますので、ぜひ校長会の中でもそのような話題を提供していただければというふうに思います。それによって、私の慢性疲労症候群については質問を終わらせていただきます。

次、お祭りの出店者数の増加対策について再度、質問させていただきます。

出店数の増加対策については、今、御答弁

いただいたとおりです。ふるさと祭りは暴力団に関係する出店を排除して、町民参加による手づくりの出店、青少年の健全育成及び町民の安全を促進するという目的で実施されているのは十分理解しております。

前回も言いましたけれども、私も初回からお祭りを盛り上げるために今回で23回、協力させていただいております。さまざまな団体の方々、関係機関の多くの方々の御協力があって、続けてこられた美幌の町のお祭りは素晴らしい、町民が誇れる町であると感じているところです。

ただ、残念なことに毎年、出店数が減少していくことに心痛めている者の一人です。

今回の出店者に対する説明会のときにアンケートを出されておりますけれども、出店者だけを対象にするのではなくて、やはりふるさと祭りというお祭りに参加してくれる人たちの意見も広く求めてはいかがかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員と同じように私も町としては他に誇り得る取り組みだと、そのように思っております。

なぜそういうことを言うかという、やはり暴力を迫放するといったシンボリックな取り組みだと、イベントであると、それが四半世紀にもわたって永遠とつないできた、このことが他に誇り得る取り組みであると、私はそのように感じているところであります。

それで、出店者に対するアンケート調査が実行委員会のほうで取りまとめられたということで、いろいろな御意見をいただいているようであります。

今、議員おっしゃるような出店者以外についてどうできるかについても、しっかり実行委員会のほうにお伝えをしながら、実行委員会も多分、この四半世紀を過ぎて、さまざまないろいろな問題やら課題が出てきているという認識のもとで、こういうアンケート調査とった、とられたと思いますので、引き続き

どうできるか我々も皆さんからいただいた意見をしっかり伝えながら、よりよい形のイベント、お祭りにしていきたいと、とりわけ趣旨をやはり曲げないで継続して盛況の中で続けていくことは、多分、我々の町では必ずできると思っていますので、そんなお話もさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 御答弁の中には来場者の減少は少子化の影響もあるという、中にはそういう答弁もありましたけれども、私は一つにはお祭りの内容に魅力がなくなってきたのではないかなと、それも大きな要因の一つではないかなというふうに考えているところでもあります。

もう一つの問題としては、当初からかわっていた一人として、ふるさと祭りに取り組まれているこの数年間、テント一張り1,000円から始まっています。中盤で5,000円、現在では2万5,000円、手弁当で取り組んでいる団体、テント使用料が高くてなかなか出店できないという話もあります。

特に、自分たちで出店料を捻出しているボランティア団体とか、障害を持った方々の団体などは利益追求型ではなくて、社会体験のような形で参加やさまざまな団体での出店のにぎわいの一つとして協力しているということもありますので、そういうことも考えた上でお祭りのあり方について再度、考えていただきたいなというふうに思います。

私も津別のお祭り、それから大空町のお祭り、北見のお祭り、網走のお祭り、どういふふうなやり方をしているのか、それから出店者数はどういう状況になっているのかということを見たり聞いたりしながらお祭りを楽しませていただいておりますけれども、美幌の出店者の人たちは本当にお店らしい雰囲気を出しているなという意味では、美幌のお祭りは本当に努力されている、出店者自身が努力されているなということも考えあわせていた

だきたいなというふうに思います。

出店者、それからお祭りを見に来ている人たちの声の中には、やはり一番強いのは出店者の人たちの意見なのですけれども、先ほどもしも言いましたように出店料が高いということと、それから余りにも規制が厳し過ぎるということがあって、なかなか出店できなくなっているのではないかというお話もいただいております。

特に昨年から説明会のときにも意見として出されておりました町外者の参加についてなのですけれども、今回も同じようなことが言われておりました。

ただ、その中で残念だったのは文書でも出したにもかかわらず回答もいただけなかった、それからそんな話は聞いていなかったというような実行委員会の説明の中では出店者としては非常に疑問が残る点だなというふうに言われております。

それと、一張り2万5,000円の出資しているお金、収支報告をしてほしいということも出されていなかったということについては、非常に不満を持っている方たちがたくさんいるということを理解していただきたいとします。

私もそうですが、決してお祭りをやめさせたいとか、そういうことではなくて、今まで続いてきたこのお祭りを少しでも継続していきたいという思いでいろいろ皆さんが意見を出しているということを知りたくて聞いていただきたいなというふうに思っています。

そういう点で、もし御意見がありましたらお聞かせいただきたいとします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実行委員会形式でやっておりますので、私の立場としては全てお答えすることができないので、しっかりと実行委員会の中でうちの担当のほうで事務局を持っておりますので、そちらのほうからしっかりとお伝えしたいと、そのように思っております。

ちなみに、出店数は最高出店数が平成18

年63店舗、ことしが41店舗ということで、22店舗減少になっているということ、来場者も主催者発表でいうと13万人が最高で、ことしが7万5,000人ということでもあります。

いずれも減少しているという傾向は実行委員会もしっかりとその辺、捉まえていると思います。

その中で今、アンケート調査をしたり、いろいろどうすべきかということを実行委員会の中で論議されていると思いますので、今、お話あったことも議員もいろいろな立場、出店者として、出店者会議とかあると思いますので、そういう中での意見反映もお願いしたいし、我々もしっかり伝えていきたいと、そのように感じております。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 実行委員会形式をとられているということなので、直接ここで話したことが本当に伝わっているのだろうとは思っているのですけれども、なかなか出店者の意見というのが届いていないのと、聞き入れていただけていないなというふうに思っています。

今、町長から出店者会議のときに意見を述べてくださいという話がありましたけれども、出店者会議というのは説明会だけしかありませんので、意見を反映する場所というのが全くありません。

だから、例えばそういう会合が持たれるとすれば、出店希望される方、今まで出店している人たちが参加できると思いますが、そういう形式になっていないということでは、私たちは物を申し上げたいなというふうに思います。

だから、例えば意見を聞いていただけののであれば出店者会議とか、そういう実行委員会の会議の中に意見反映できる機会を設けていただければいいのではないかなというふうに思っています。

今回、津別の方とお話する機会があったの

でお話をさせていただきましたけれども、やはり津別も出店数については減少しているとは聞いております。どこの町もいろいろなイベントで、そういうところでは出店する人たちが減少しているのだなというふうに理解はしているところですが、美幌もせっかく続いているこのお祭りですので、やはり出店できる人だけが出店するのではなくて、出店してみたいなという、思えるような、そういう雰囲気を持たせるような機会があってもいいのではないかなというふうに思います。

例として言えば、例えば野菜を売りたいなというお店があったのですけれども、出店料幾らですかと言われたときに2万5,000円、では出せませんという、お話が現実にあります。というところでは、やはりその出店料として2万5,000円がどのように使われているのか、それとそれだけの費用がなければ出店できないかということも含めてもう一度、再度検討していただく大きな問題点ではないかなというふうに思います。

本当に雰囲気、お店の雰囲気というのはテキ屋さんではないけれども、美幌の町のお店の飾りつけ、雰囲気、とてもいい感じになってきていますので、そういうものを大事にしながら続けていかれるような実行委員会の方たちの温かいそういう運営の仕方というのを研究していただきたいというふうに思います。

私たちもいつまでも若くありませんので、やはり世代交代をされていくことだと思うので、そういう中では今までは一生懸命やってきた人たちだけが残って、若い人が入ってこれないような雰囲気はつくってほしくないなというふうに思っておりますので、そういうことについても十分、実行委員会のほうに伝えていただきたいというふうに思います。

その点、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、いろいろお話いただいたことについては、実行委員会にしっかりとお伝えをしたいと、そのように思いま

す。

我々ができるようなこととしては、1回目の答弁でありましたように、町内の出店の掘り起こしがどういうふうに行えるかというようなことも再度チャレンジしてみる必要もあるのではないかなという思いをしておりますので、そういったことも含めて実行委員会のほうでお話をさせていただきたいと、そのように思います。

寂しくなったというお話であります。もちろん63店舗から41店舗に減ったということで、空きスペースもできたりして、非常に寂しいというような、最盛期を知っている我々としては寂しい思いをしているということでもありますけれども、一方でアンケート調査の中ではこういった意見も寄せられているを紹介ちょっとしたいと思いますけれども、「出店数が減ったといえども他町よりは多いと思う」と、「露店でお祭りの雰囲気がするのは美幌ではないだろうか」というような意見をいただいております。町民にばかり目を向けるよりも町外にアピールすることも来場者をふやすことにつながるのではないだろうか、7万1,000人の規模の人が集まるということは、もうそれなりにほかに誇り得ることだと思います。

もちろん、出店者の皆さんの努力もさることながら、実行委員会や警察や、それを支える多くの皆さんの力があってこそ41店舗、そして7万5,000人の来場者があるということでもありますから、いずれにしろ四半世紀を過ぎて、今までもさまざまな課題や困難なことがあったと思いますけれども、乗り越えてきているわけですから、我々に与えられた今の時代に、我々が与えられた課題としては、これをしっかりと引き継いで、さらに盛況な状況にしていくということが課題だと思いますので、いろいろな意見があると思います。

実行委員会の中でしっかりと論議していただけるように、今、この場でお話いただいたこと含めてお伝えをしながら、そして我々が

提案できることをしっかりとやっていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただきましたように網走管内の人たちが3日間の中で相当数、美幌のお祭りに買い物に来ているのか、お祭りを楽しんでいただいているのか、そこら辺のことはわかりませんが、かなりの人たちが美幌のお祭りに来ていただいているなというふうに思っています。

というのは、私たちもお店先にいますので、どこから来ていますかということ必ず聞いていたりすることがあるので、そういう意味では小清水、遠軽、斜里、それから近隣町ということでは、かなり交流を深めていただいているなというふうに思っています。

そういうところでは、十分行き渡っているのではないかなというふうに思っています。

ただ、やはり実行委員会の人たちに申し上げたいというのは、頭ごなしに上から押さえつけるのではなくて、やはり出店者、それから町民の人たちの意見をしっかりと聞いていただきたいということと、出店料として提示されている収支については、わかるように説明いただければというふうに思っていますので、そこら辺のことも十分、伝えていただければというふうに思っています。

私たちのほうでは、できるだけお祭りを盛り上げるために今後も努力していきたいという人たちもたくさんいますので、そういう声をしっかりと受けとめていただきたいなというふうに述べさせていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を11時ちょうどにいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕 それでは、さきに通告しております2項目3点について、順次質問をしていきたいと思っております。

町民健康づくりの推進についての1点目は、室内の多目的運動場整備についてであります。

人生の少年期から老年期の各年齢段階に当てまわして、いつでも、どこでも、誰もが安全にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実が求められています。

町は平成25年度の文部科学省委託事業として実施したスポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業報告書において、冬期間使用できる室内多目的ドームの建設検討を課題として掲載しております。

スポーツを町民の健康対策として位置づけ、夏、冬を通じて利用できる室内多目的運動場の整備が必要と考えますが、第6期美幌町総合計画の重点施策とする考え方はありませんか。

2点目は、スポーツ推進計画の策定についてであります。

国は新たに制定したスポーツ基本法に基づき、自治体のスポーツ推進計画の策定を求めています。

美幌町は、北海道教育委員会の調査に対して独自の計画策定は行わずに美幌町社会教育中期計画の中で対応すると回答しています。

長期的視野に基づきスポーツ振興を推進するためのスポーツ推進計画は、第6期美幌町総合計画に位置づけて取り組むべきと考えますが、いかがですか。

2点目であります、行政評価について。

行政評価の進捗状況と今後の活用についてであります。

美幌町は、効果的、効率的な行財政運営を推進し、透明性を確保するために行政評価に着手いたしましたが、これまでの取り組み状

況と予算編成、総合計画の進行管理などへの活用方策と行政評価結果の公表時期や手法についての方針をお聞かせください。

私は4月に全国市町村国際文化研修所の自治体決算の基本と実践（行政評価を活用した決算審査）の議員研修会を受講いたしました。行政評価の活用は、予算編成、総合計画の進捗管理、定員管理などで実践されております。

研修会で紹介された先進事例として、埼玉県秩父市では決算書の主要な施策の成果報告書を行政評価の基本事業評価シートにかえて作成。また教育に関する事務管理及び執行状況の点検評価も同様に行政評価の基本事業評価シートにかえていました。

秩父市議会決算審査特別委員会では、この評価シートを活用して議会が独自に行政評価を行っています。

議会の役割として、予算の執行状況や施策の成果を評価して、次年度以降の予算に反映していくことが重要であります。

先進的な行政評価活用事例を調査の上、今後は事業評価シートに対応した予算書及び決算書を作成し、わかりやすい説明書類とすべきと考えますが、特に決算書は結果報告ではなく、事業評価シートを成果報告書として活用する考え方はありませんか。1回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えを申し上げます。

スポーツ推進計画の策定については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきますと思います。

初めに、町民の健康づくりの推進について、室内多目的運動場整備についてですが、平成26年3月に文部科学省委託事業として、教育委員会が作成したスポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業報告書は、町民からのアンケートやスポーツ関係者による協議内容をまとめたものでありますが、その研究協議会の中で冬期間使用できる

室内多目的ドームの必要性が高いとの意見が出され、今後、検討すべきとの整理がされたところであります。

また、第6期美幌町総合計画は、美幌町自治基本条例が制定後、初めての計画策定として町民主体による策定を目指し、各種団体からの推薦や公募委員など40名で構成する「びほろ」みらいまちづくり会議が素案策定の母体となります。

この「びほろ」みらいまちづくりの第1回目の会議が今月24日に控えており、これからまさに計画策定を開始するところであります。

御質問の第6期美幌町総合計画の重点施策とする考えはあるかについてですが、現段階では未定であります。今後、教育委員会において、その必要性について十分検討した上で、必要とした場合はその基礎資料を提示し、今後、本格化する「びほろ」みらいまちづくり会議の論議の中で重点化施策としての位置づけについても検討したいと考えております。

次に、行政評価について、行政評価の推進状況と今後の活用についてですが、行政評価のこれまでの取り組みですが、試行段階として、平成24年度から評価シート様式や事務事業の細分や指標を設定した事中評価を実施、25年度の行政評価は全グループで事中評価から事後評価まで実施したところであります。

予算編成や総合計画の進行管理などへの活用方策としまして、27年度予算から運用予定の財務会計システム更新にあわせ行政評価の事務事業を予算編成や総合計画の事業と連携させる方針であります。

連携により今後の本格運用に向けて事業評価の事務効率が改善でき、予算編成や総合計画にも適正に反映できるよう準備を進めているところであります。

また、評価結果の公表時期ですが、現在は試行段階のため、事務事業数や指標の見直しなどの改善点を整理している状況にあ

ります。

このため、本格運用に移行となった後にホームページ等で公表することを考えております。

次に、決算書に事業評価シートを活用する考えの御質問ですが、現在の決算書は主要事業の成果結果として事業名と費用を掲載しております。

このため、試行段階である行政評価を本格実施に移行し、行政評価の運用が軌道に乗った段階になりましたら、事業評価シートを事業成果報告として決算書に掲載することも検討したいと考えております。

また、予算編成への活用提案につきましては、試行中の行政評価で示された事業の妥当性、有効性、効率性の評価結果を念頭に置きながら、予算編成に取り組んでいるところですが、先進的な活用事例も調査研究しながら、行政評価の本格運用を進める中で改善点を整理し、引き続き効率的で効果的な行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁させていただきます。

スポーツ推進計画策定についてですが、平成28年度から第6期美幌町総合計画及び第7次美幌町社会教育中期計画が新たにスタートするに当たり、平成26、27年度において、これまでの進捗状況や課題の整理を行い、将来を見通し方向性を定めながら計画の策定を進める必要があります。

また、平成23年に成立したスポーツ基本法では、地方公共団体の責務として、スポーツに関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとしております。

このような状況から、昨年度に引き続き文部科学省のスポーツを通じた地域コミュニ

ティ活性化促進事業の補助を受けて、スポーツ政策検討委員会を設け、スポーツ推進全般にかかる検討を行うこととしております。

この検討委員会の報告を受けて、当町では最上位計画となります総合計画を優先に必要な政策などを盛り込まなければと考えているところであります。

あわせて、地方公共団体の責務とされておりますスポーツ振興計画策定に向け検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、再質問をさせていただきます。

室内の多目的運動場の整備でありますけれども、私は網走管内17市町村に照会調査をしましたところ、16市町村に屋内の専用のゲートボール場というのが13施設と質問しております屋内の多目的運動場というのは8施設で、合計で21施設が整備されております。

専用のゲートボール場のほとんどは、ゲートボールが大変盛んな時期に整備されておまして、現在、愛好者が極めて少ないことから、これらの施設の多くは多目的施設として現状、利用されているのが多いようでございます。

室内の施設の利用状況ですけれども、パークゴルフ、テニス、サッカー、野球、ソフトボール、フットサルなど、少年団、小中学校、社会人など幅広く曜日や時刻を調整しながら有効に活用されていることがわかりました。コートも調べてみると人工芝であったり、土であったり、オムニコートとか、いろいろな手法によって整備されております。

また、施設の整備にはt o t oの助成金を活用したり、日本財団の助成金を活用した事例もあり、多くの施設の管理運営というのは、指定管理で行っているところが多いということもわかりました。

先ほど答弁にもありましたが、平成25年度の文科省の事業報告書の運動スポーツに関するアンケート調査、私もこれ非常にいただいたときにどういうことをしているのかなということで、いろいろ読ませていただきました。大変、貴重なスポーツに関する専門家が入って、いろいろな方がかかわってやった貴重な報告書ですから、この中でも健康である、どちらかといえば健康であるというふうに美幌の町民で回答した割合というのが74.5%で、文科省の調査の87.1%と比べると13%低いと、あるいは体力に自信がある、どちらかといえば体力に自信があるものの割合も47.7%ということで、同様に文科省調査より14ポイント低いと、全体としては美幌町の運動スポーツの頻度というのは全国と比較して低い傾向にあるというふうに伺えるということで、この調査報告書の中には分析されています。

私は健康づくりの点でこの部分を取り上げたわけですが、きょうたまたま新聞を朝読むと、北海道新聞の中に健康寿命北海道は下位ですよということで載っていました。これによりますと、男性では北海道は全国都道府県比で32番目、女性では34番目ということで、やはり健康づくりということが非常にこれから必要になってくる、健康寿命を延ばすために、それでいろいろ調べていく中で順天堂大学の大学院の客員教授をされているスポーツ健康理化学研究所の後藤佐多良先生という方がいろいろ専門家としてスポーツと健康寿命について、いろいろな論文など書かれていますので、結論からいうと健康寿命を延ばす第一の方法は体を動かすことだと、運動することが一番ですということと、先生は書かれておりますし、特に高齢期になる前から通常の生活のリズムの中に運動を取り入れていくのが非常にいいということとあります。

また、運動の効果も学術的にも非常に証明されております。そういった観点から、町長がよく美幌町、美幌に限らず北海道は半年間

雪に閉ざされてなかなか非常に外に出たりとか、そういったことが難しいというようなことをいろいろな議会の場面で答えられておりますけれども、私はそういう観点からやはり今、美幌町のいろいろなスポーツ施設充実はされておりますけれども、唯一冬の間、あるいは天候の悪い時期に利用できるこういう室内の多目的な運動場というのがこの調査報告書にもあるように、私は非常に必要だというふうに考えておりますので、この答弁の中にもありましたように現在、第6期の総合計画の策定作業が今月から始まるというふうに聞いておりますので、現状の中で教育委員会としてこの施設の必要性に関してどのように考えているのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 多目的施設の必要性ということでございますけれども、先ほど町長が答弁していただいたとおり、今回、25年度でこの事業の中で一応、スポーツ関係者並びにアンケートの中でその必要性がまとめられたということとあります。

教育委員会としては、26年度に同じく文科省の委託事業を受けまして、その具体的に施策に反映させるべき項目の取りまとめをしているところであります。

その中で当然、25年度にやったことを踏まえて、それを施策反映をすべきという整理をしていただいたものを今、町が進めている第6期総合計画の中にできるだけ反映していただくというふうに考えておりますので、教育委員会というよりは、私どもの部局としては必要という部分は考えてはいるのですが、それイコール施策にすぐつなげるということではなくて、やはりきちんとそこにかかわる人たちの意見として、かつまとめたものが施策反映につなげてほしいということとを待って、そのことを繰り返しますけれども、第6期総合計画の中に反映させるかどうかの検討を町民の中でしていただきたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この室内多目的運動場というのは、先ほど言ったように子供たちから高齢者まで、もちろん曜日によっていろいろな調整をしながら仲よく利用するということを前提でありますけれども、これからやはり冬場の健康増進、先ほど申し上げました健康寿命をいかに延ばしていくかというのが美幌町にとっては、皆さんに言うまでもなく健康寿命というのは平均寿命から自立して健康で暮らしていける年齢との差ですから、それが長ければ長いほど、逆に言えば介護のお世話になったり、病院で寝たきりになったりとか、そういう状態をできるだけ短くしていくと、そのために運動が最も効果的だというふうに言われておりますので、特に冬場の健康増進のために私はこの施設が必要だというふうに今、申し述べているわけですが、町長にお伺いしますけれども、町長は先ほどちょっとほかの質問の中でありましたけれども、パークゴルフ場のほかに屋内ゲートボール場の整備というのが基金があって、私はもちろんゲートボール場をつくれと言ってはいるわけではなくて、もちろんゲートボールもできますけれども、多目的なそういう運動施設が美幌町にとっては必要ではないかという観点での質問ですから、そういった面で町長のマニフェストに合ったものとの兼ね合いの中で、町長の現状では私の求めているこういう施設整備についてどのような考え方をお持ちでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 教育長のほうから答弁ありましたように、この報告書の内容については、スポーツ振興の羅針盤として活用を図るというようなことを言われておりますし、中身を見ますとスポーツ施設の整備、活用については、さまざまな意見がこの中にあります。

その中の一つとして室内の多目的運動場の整備もその中の一つとして入っているということで、私はパークゴルフ場とともに、ゲー

トボール場の整備もということで訴えてまいりましたけれども、きのうもちょっと答弁させていただきましたけれども、室内ゲートボール場については議会の以前の陳情に対する採択、その要件の中に多目的であるとか、既存施設の利用というようなことがありまして、室内ゲートボール場についてはできるだけお金をかけないで整備をしたいという思いで、民間、あるいは公共施設の空いている施設を何とか利用できないかということで、今日までやってきましたけれども、まだまだちょっと具体的にお示しする段階にないということで、スポーツが健康づくりに有益だということは、それは認めるところでありますし、体の状態だとか、それから年齢にあわせていつでも、誰でもがスポーツできる環境というのは非常に重要だと思います。

その中で、この冬場をどうするかということが一つ問題なのですけれども、冬場、今は体を動かす施設としてはお年寄り含めてしゃきっとプラザがありまして、前年度ですか4万人を超えたということで、大変、利用数が多いというようなことであります。

もちろん、春先から夏にかかるとちょっと減るのですけれども、そういった施設もありますし、ドームもあれば、極めて少年野球であるとか、室内ゲートボール場であるとかパークゴルフもできるというようなことで、非常にいい施設だなとは思っております。

それで、ドームについては私どもが押さえているのは呼人にあるドーム、それから佐呂間、紋別にできているドームというようなことで、近いところでいうと呼人のドームが6億円ほどかかっているということで、ほかの優先すべき事業もたくさん抱えておりますので、なかなか厳しい状況でありますけれども、いずれにしろさまざまな施設の整備はこれから我々にとって必要になってくると思いますので、これは教育委員会で練っていただいて、その結果出てきたやつは予算を通じながら、財政的なことも含めながら、総合的な判断になってくると、そのように思っており

ます。あればいいというような施設でもあると思います。

○議長（古館繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 必要性については、町長も十分理解されているということであります。

それで、特に最近、美幌町出身のオリンピック選手、あるいはパラリンピックの選手が世界の檜舞台で活躍されると、それらを見て子供たちが夢や希望を持って将来オリンピックの選手になりたいとか、そういう子供たちがやはり美幌の中にはふえてきているという意味でも、これからやはり冬期間のいろいろな練習を多様にできる、そういう施設というのが私は美幌町にとっても必要だというふうに考えております。

そういった意味で今、町長、教育委員会のほうでしっかり検討していただいて、施策として上がってくれば前向きに受けとめたいという町長の答弁でありましたので、教育長にお尋ねしますが、私の今、お話ししているこういう運動施設、いろいろな整備という課題は教育委員会あることは十分承知しておりますけれども、屋内の多目的な運動施設について優先度の高い事業だという認識を教育長はお持ちでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） そのとおりでございます。

○議長（古館繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） いずれにしましても、今、2年目の文科省のこの助成事業の中でことしも継続して今、調査をしていただいておりますので、それらの結果の中でどのようなまとめになるかということも私も期待しておりますので、ぜひ今、第6期の総合計画が今月から本格的に始まるということですので、引き続いて教育委員会としても今、教育長の前向きな優先順位が高いということですから、ぜひそういった中で俎上に上げていただきまして、できるだけ町民にとっての先ほど言ったように健康寿命をできるだけ延ばし

て、介護や医療、そういったような費用負担を軽減していくことで安心できるまちづくりを進めていただくように強く求めまして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、2点目のスポーツ振興計画に移りたいと思います。

先ほども答弁の中にありましたように、今年度も文科省の補助事業を活用して、スポーツ施策検討委員会、これは見るといろいろな関係者が入って、総合的に議論しておりますから、この中でスポーツ振興全般の検討作業を行うということで、私は26年度のこの報告のほうを非常に大変、注目をしております。

答弁の中で、この検討委員会の報告を受けまして、スポーツ振興施策を最上位計画である総合計画に盛り込むという考え方が示されておりますので、スポーツ振興計画は社会教育の中期計画には含めないで、総合計画の中に位置づけて取り組むというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 答弁の中であわせてというか、第6期総合計画にあわせて作成に向けて検討してまいりたいというお話をしております。

その考え方でありますけれども、一つの流れとしては、美幌町の自治基本条例がありまして、その下に第6期の総合計画があります。その下に第7次、今、平成28年度から始まります美幌町の社会教育の中期計画があると、位置づけとしては検討する中でつくることになるとした場合、その下にスポーツ推進計画というのが位置づけられるのかなというふうに思っております。

そのことを踏まえまして、そのイメージとしては総合計画の中に例えばスポーツ推進計画を策定するとか、そういうことは考えておりません。あくまでも町民の方々に協議してどういう施策項目、いうなら単位施策が出るかわかりませんが、そのことを実行していくための計画としてスポーツ推進計画を

策定されるというふうに理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。
○4番（上杉晃央君） この中で私が、これ道教委のほうでは各市町村に照会した中で、いわゆるスポーツ振興計画を各市町村がどういうふうに取り組むかという中では、美幌町は先ほど質問の中でも述べましたけれども、社会教育中期計画の中で行うということで、私もこの社会教育中期計画、読ませていただいたのですが、もちろんスポーツに関するそういうことについていろいろな施設整備だとか、課題とか、そういったことはこの中では示されていますが、この取り組む姿勢というのが非常に明確に伝わってこない計画のような気がいたしますので、総合計画、もちろん上位計画ですから、その下に最終的な実施するための計画策定をしたいということで教育長おっしゃっていただきましたけれども、再度お尋ねします。この中に位置づけるのか、それとも総合計画に基づいて実際に実施するためのスポーツ推進計画というのは、これと切り離して独自につくろうとしているのか、この中に取り込もうとしているのか、その辺の考えただけちょっと再度、答弁いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、計画推進中の社会教育の中期計画をちょっと見ていただい

てのお話だと思います。
基本的に今、これは私の考えでありますけれども、今の中期計画の考え方を根本的に変えようというふうに思っています。

それはどういうことかという、その上位計画、総合計画と今、第6次の美幌町の社会教育の中期計画というのは、ある意味ではきちんとバランスがとれていない部分があります。本来、これはちょっとまずい部分もあるということがあって、先ほど言ったように最上位の計画としてはやはり第6期の総合計画があって、その下に第7次の美幌町の社会教育中期計画。今、そのスポーツ推進計画のこ

とが質問に出ておりますけれども、今回の施策研究の中でつくるべきだという話になれば、その下に具体的なもの。

要は、上に総合計画に全てその具体的に書けないわけですから、その流れとして、では具体的に町民の方からこれからのスポーツ振興、生涯スポーツも含めてどうするのだということについては、つくるとするならばそこに位置づけなければならないだろうという意味で、今の中期計画、この中に位置づけるということではない、こういう流れをきちんとあってやらなければ物事が進んでいかないので、具体的な計画、何をどうしていくか、どういうふうに町民の方々にどうしていくかということは、その一番最後になるスポーツ推進計画になるのかなというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、教育長のほうから中期計画については、根本的に変えたいという、教育長としてのそういう評価での話です。それは私も基本的にそういう形でしっかり取り組んでいただくということは大いに期待をしたいと思います。

国が市町村に求めているこういうスポーツ振興のフレームというのは、基本理念であったり、基本目標や具体的施策を通じて先ほど言ったように総合的に住民のためのスポーツ振興、健康増進をどうしていくかということの計画でありますので、今、この計画5年間なのです。ずっとこの中期計画5年でローリングしていっていますけれども、総合計画との絡みで言えば、これは中期計画も市町村によっては10年にしているところもあります。

そういった、総合計画との関連の中で次期総合計画、11年という計画期間を持つようですけれども、この中期計画との絡みの中では計画期間というのは含めて、スポーツ振興計画もどういう期間設定を、それらも今年度中に恐らくいろいろな検討をすると思うのですけれども、現状での計画期間の考え方など

があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、第6期の総合計画を取りまとめておりまして、これも今までの総合計画と違ってという言葉は適正ではないかもしれませんが、やはり形としてはちょっと手法というか、期間も含めて色を変えようとしています。当然、それにあわせた下位計画については合わせるべきだと思っております。

ですから、今までの中期計画について、その柱となっているベースというのは何なのだった場合に、必ずしも総合計画が上位計画をベースとして下がっていった部分があるのです。

ですから、今回は当然、総合計画にあわせて、その下位計画としての中期計画、当然、その下位とは言いませんけれども、位置づけとしてつくるとするならば、スポーツの推進計画というのは、その部分の位置づけと連動しなければならないと思います。

では、具体的にどうかというのは、今の時点でお話するのはちょっと状況とは思ってはおりません。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、教育長のほうから計画期間も含めて、やはり上位計画である総合計画との整合性をとりたいということで、私もそういう考え方については基本的に賛成する立場ですので、今後、特に26年中にその検討委員会の報告を待って、いろいろな作業に着手していくと思われまますので、ぜひ今後の取り組みについて期待をして、この質問を終わりたいと思います。

次に、最後は行政評価の質問に移りたいと思います。

答弁では、平成24年度は事中評価、25年度は事中と事後評価まで実施したということでございますけれども、行政評価というのは私は非常に町にとって重要な取り組みだというふうに認識しておりまして、これを美幌町が進めるに当たって、これまで職階別にど

のような評価研修をまず実施されていたのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 上杉議員の御質問ですけれども、取りまとめの部分につきましてはそれぞれまちづくりグループの部分で取りまとめてございますが、その部分について公表とか、そうした部分、内部の検証等の部分についてはまだ至っておりません。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 担当する主査、主幹、これに対する説明会、指標について実施しております。

平成24年3月5、7日、これについては全職員向けです。それから9月28日には主査職、そして10月15日には主幹職ということで全職員に行き渡るような研修ということで取り決めをしているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長のほうから個別に私の質問に答えていただきました。

それで、24年度それぞれの全職員から主幹までということで取り組みされているということですから、私はいろいろなところの事例を見て行政評価が目的どおりに進むか否かというかぎは、それを取り組む職員、主査、主幹、部長職が事務事業の計画に対する実績とか成果をしっかり把握して、課題や改善報告をみずから考えて、そして次の計画に反映していくと、そういうツールだと思うのです。

そういう意味で私のこれは考え方ですけれども、現在、試行中ということですのでけれども、24年度でこの研修をやった後、25年度、26年度というのは評価研修というのは継続してやられていたのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 現在、25年度、26年度の部分につきましては研修等は行っておりません。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。
○4番（上杉晃央君） 先進的ないろいろな事例で取り組んでいるとこのを見ると、やはり行政評価に取り組むに当たって毎年、やはり継続して徹底した評価研修というのを階層別に、部長職はやっていないようですけども、部長職も含めて取り組んでおりますので、特に試行中ということですからいろいろな問題たくさん、そういう作業の中で出てくると思っていますので、ぜひ毎年度、何らかの形でこの研修というのを継続実施して、やはりこれがうまくいくかどうかというのは職員がいかに意識をかえて、これに取り組んでいくかということですから、それなくしては評価の精度を高めたり、あるいはこの目的としている予算要求だとか、総合計画の進行管理に生かしていけないのではないかというふうに私は考えておりますが、現状の中で町長としては研修は十分だというふうにお考えでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 研修については先ほど全職員から主幹職までというようなことで、その後、試行に入ってきたということで、試行も2年目に入りましたので、この後どうするかということが問題ですけども、いずれにしろ研修もしっかりやっていかなければいけないという思いでありますけれども、議員おっしゃるように、私もこれは今までの意識を全く変えないとなかなか進まない。

今、ファイリングシステムを導入してはいますが、これも全く意識を変えないと元に戻ってしまう、紙依存の組織体質に戻ってしまうというようなことで、相当の意識改革が求められるし、これなければ多分、失敗するだろうと思っておりますので、適切な時期にタイムリーにやはり研修というものをやっていく必要があると、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） まだ試行中ですから

十分でないところをこれからもぜひ研修を継続していただいて、私はこれが本当に美幌町にとっては行政評価しっかりやっていくことによって、美幌町のいろいろな問題点があらわれて、行政のやっている事務事業は本当に効率性高いのか、あるいは住民の満足度を十分得られているのかと、そういったことに役立っていくかと思っておりますので、今後とも研修に力を入れていただきたいと思います。

そこで、25年度における事中、事後評価された事業についてそれぞれ妥当性、有効性、効率性とか、そういった項目によって評価をしていっていると思うのですが、それらを受けて26年度の予算編成には具体的にどういうふうな反映のされ方がしたのか、活用されたのかについてわかれば、我々議員というのはよく予算編成26年出てきましたけれども、そういう評価がどう生かされているのかが見えない部分がありますので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 26年度の予算編成に当たっては、25年度の事後評価をまずヒアリングのときにも原課のほうから聞かせていただいて、御承知のとおり今現在、予算は一件査定やっております。

その中で当然、その評価結果についても参考にしながら査定をしておりますので、例えば継続すべきというもので査定側も継続すべきというものであれば、継続しますし、拡大、あるいは廃止もしてもいいというものについての原課の考えがあれば、その辺についても査定側のほうも判断をさせていただいて廃止しているものも多々あります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この評価票だけ私もちょっと担当のグループに行ってみせていただきました、カラーのいただきましたけれども、これはそれぞれの部署で評価をして、それらが反映されているとすれば、今後やはりそう

いう評価したものが新年度予算の中でどういうふうになっているのかということをやはり議会もしっかり見ていかないと、ともすればなかなか私も行政にいたから気持ちは十分わかるのですけれども、縮小したり廃止するというのは、これは勇気のいることだと思うのです。

だけど、そこはしっかり職員が客観的な立場で評価をした中でやはりしっかり予算に反映していくという意味がありますので、今後、試行中とはいってもそういう今後の方向性、四つの区分ありましたけれども、こういったものがどうだったのかについては、特に議会に対して予算の説明に当たっては行っていただきたいと思うのです。

それで、事業評価のシートの活用ですけれども、答弁の中で27年度から財務会計システムの変更にあわせて予算編成や総合計画の進行管理に連動させるというふうに答えられておりますので、そうなると行政評価の本格運用というのは何年度からというふうに美幌町は考えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 24年に事中評価を初めまして、25年に事中・事後評価をして、それで今、議員おっしゃったように財務会計システム27年に更新、バージョンアップさせていただくのですけれども、それにあわせて27年から本格運用をしたいという意向であります。

ただ、この試行している中でも、やはり課題が見つかってきております。先ほど総務部長のほうから答弁しましたけれども、この試行して評価しているのですけれども、一件査定という予算の査定とその評価がオートマチックに予算に反映できるかという、今度トータルで見ないといけない部分がありますので、そこをどうするかとか、今度、具体的な運用をどうしていくかという細部の問題については非常に面倒な問題もあると思ひますけれども、いずれにしろそれらも変えていく

ためには意識をどう変えていくかも併用してやっていかないと、なかなかシステムが動いていかないとということになると思ひますので、いずれにしろ今、試行の中でいろいろな課題を見つけ出して、本格運用に向けていきたいと、そのように考えております。

○議長（古館繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 財務会計システムの変更にあわせて本格運用を27年度からということですから、ぜひそういった面では今、町長のお話にもあったように行政評価の部分と予算編成とがうまくマッチングできるように、そのことによってもちろんいろいろな意味で事務の効率化、そういったことも図られてきますので、ぜひ先ほど言ったそのためにも職員がやはりしっかり行政評価の必要性について考えながら、意識を常に関知していくということがかぎだと思ひますので、お願いしたいと思ひます。

ところで、その決算審査のあり方というのは、私、実は全国の研修会に行つて多くの議員の人たちともいろいろな話をさせていただきましたけれども、今、決算審査のあり方そのものが見直しされてきておまして、議会の役割の一つというのは決算審査というのがあるのですけれども、予算執行を通じて施策の成果を決算認定するというのが決算審査の本来の役割なのですが、先生も言っていましたけれども、一般的には議会議員というのは新年度予算には関心は高いが、これは先生が言っている、美幌の議会がという意味ではないですから、決算審査には関心が低いというふうに言われていると。

こうした現状を改革するための方法として、秩父市議会、先ほどもちょっと出しましたけれども、初め長野県の飯田市議会とか、福島県の会津若松、徳島県の小松市議会などで、決算審査の結果を議会としてしっかり意見にまとめて、首長に次年度予算に反映させるというような取り組みをまだまだ全国的にはそう大きくはないと思ひます。そういう取り組みは広がりつつあります。

議会として、行政評価をしていくというのは、そういう意味では、今、町が進めている行政評価の評価シートを議会議員もしっかり活用しながら、具体的にはその評価シート、例えば総務部からはこの事業、民生部からこの事業、経済部はこの事業ということで抽出をして、抽出した事務事業を評価をして、町民目線でしっかり見ていくと、その上で議会も先ほど評価の基準にありました妥当性、有効性、効率性というのを総合的に評価をして、次年度以降の予算への提言をしていくと、こういうようなことが議会議員としての行政のチェックのこれからの決算審査の上で大事な部分ですよというふうに講師の先生も言っておりますし、私自身もそういうふうに感じたところであります。

そういった意味では今後、本格運用になりましたら事業評価のシートを活用した、決算書がこの答弁の中にもあったように、こういう事業で幾らかけてやったということももちろん、それは情報として必要ですけども、どんな成果を挙げたかということをややはり決算書で町民に示していくということが私は大事だと思いますので、今、御紹介した先進事例などを参考にしながら、できるだけ早い時期に具体的に事業評価シートなどを決算、あるいは予算に活用していただきたいということで、27年度本格運用となると、27年度の決算が出た時点で28年度のいわゆる議会の決算審査からはそういったことがきちんと形としてあらわれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 行政評価の活用ですけども、予算もそうですし、決算もそうですし、総合計画の推進状況、これらについても活用するというのが活用の大きな三つの柱だと思います。

その中で議会には今、決算書として出しているのが、主要事業の成果というものを事業名と事業量と、それから金額で出しておりますけれども、このシートをそのまま出すとま

た膨大な量になりますので、この辺を例えば決算で使うということ、決算特別委員会等で使うということになると、全国的な決算統計出す必要もあって、総務省から求められるものもありますので、それをやめてしまうという話にもなりませんので、決算書に付属書類としてどうつけるかについても、今後、大きな課題になってくると思います。

そのことで決算にどう活用できるかという大きな分かれ目になると思いますので、その辺はこれから十分検討していかなければいけないと思っております。

議会がどう使うかについては、私どもの権限に及ばないところなので、求められれば出すということになると思いますけれども、いずれにしろいい形で出せるようなことも検討していかなければいけないと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長から今、お話がありましたので、これは私の一般質問ですが、美幌町の議会全体がということではないのですが、今、流れとしてそういう行政評価を活用した決算審査とか、予算のチェックとか、そういったことを先進的に取り組んでいる議会が非常にふえてきたということでの質問でありますので、やはり全部の事務事業を出すといったら相当なボリュームになりますから、先ほど言ったようにそれ全部を議会が評価するということはできませんので、一般的には各部局から主要な施策の中でみんなで話し合いをして、ピックアップをして、それについてヒアリングを受けて議会議員としての評価をして、そして翌年度の予算編成にやはり議会の立場から町民目線で見たとき、行政の評価とは違って、議会がこうであるというようなことを町長にやはり述べた中で提言をしていくと、それが新年度予算に反映されるかどうかというようなことで、この行政評価というのは私は非常に大事な取り組みになるかと思っておりますので、ぜひ取り組む職員にとって、新たなことで今、取り組んでいます

から大変だと思いますが、シートをつくることが目的になってしまうとだめなので、しっかりそれぞれの三つの観点から評価をした中で、今後の方向性を出していただくということで行政側の取り組みに期待したいと思いませんし、ただいま質問したようなことについては、進捗状況について所属の委員会の中でもまた説明いただくようなこともあろうかと思いませんので、以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 御答弁される方はいないですか。

以上で、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は1時半といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古館繁夫君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

本日の日程が順調に進んでいることから、日程第11 議案第45号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についての次に、第3日目に予定していた認定第1号から認定第8号まで、意見書案第9号から意見書案第11号まで、報告11号から報告第16号まで、議員の派遣について、閉会中の継続調査について、以上の日程をお手元に配付した日程追加事件として、本日の日程に追加することといたします。

なお、本定例会に付議された全ての案件を、本日、第2日目で審議することになるた

め、会期は当初の3日間から2日間へと変更いたします。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員長としての報告といたします。

◎追加日程の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、日程第11 議案第45号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についての次に、認定第1号平成25年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成25年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成25年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成25年度美幌町水道事業会計決算認定について、認定第8号平成25年度美幌町病院事業会計決算認定について、意見書案第9号釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書について、意見書案第10号軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書について、意見書案第11号軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書について、報告第11号健全化判断比率について、報告第12号資金不足比率について、報告第13号放棄した債権の報告について、報告第14号平成25年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、報告第15号専決処分報告について、報告第16号例月出納検査報告について、5月から7月分まで、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第19までとし、それぞれ議題にしたいと思います

が、これに御異議ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） いま一度、きょうの追加日程のことでありますが、第14号報告第13号を再度読み上げていただきたい。

○議長（古舘繁夫君） 報告第13号放棄した債権の報告について。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号まで、意見書案第9号から意見書案第11号まで、報告第11号から報告第16号まで、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第19号までとし、それぞれ議題とすることに決定いたしました。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議時間は日程の追加により、あらかじめ延長いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（古舘繁夫君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

◎日程第2 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告しております2点について質問をいたします。

第1点目は、商店版リフォーム助成事業に

ついてであります。

最初に助成制度化に向けての検討経過について伺います。

昨年9月議会で私は住宅リフォーム制度の延長とともに、住宅リフォーム助成からは除外されております商店版リフォーム制度の創設を求めてまいりましたが、その際、町長は住宅リフォーム制度の継続は内容の改善を含めて検討したいということで、商店版リフォームの助成制度創設に私は大変期待をいたしました。前向きな答弁だったというふうに思っております。

この間、商工会議所への打診など、制度制定に向けて町は努力されたかと存じますが、これまでの経過、制度化に向けてどのような現段階なのかをまず伺います。

この点の二つ目は、新年度からの助成制度制定についてであります。

町内の商工業者からは店舗リフォーム工事への町の助成があれば助かると、これが幾つかの反応で私自身伺っております。

特にことは、4月からの消費税8%への引き上げに伴う消費の停滞、景気の悪化で甚大な打撃を受けております中小・零細業者がごぞいます。

その方々への支援策として、新年度からの制度開始が求められていると私は考えるものでありますが、いかがでしょうか。

大きな2点目は、第6期介護保険事業計画であります。

その一つは、医療介護総合法成立によります美幌町での影響、そして美幌町としての対応についてであります。次の4点につきまして美幌町での影響、美幌町としての対応をお伺いいたします。

一つ目は、要支援1、2を地域支援事業になること、二つ目は一定以上所得者は利用料2割負担になること、3番目は特養入所基準は要介護3以上に引き上げられること、4点目は施設入所者の低所得者軽減措置、居住費、食費であります。これは縮小されること、この4点につきまして美幌町での影響と

対応をお伺いいたします。

二つ目は、保険料値上げ回避についてであります。

介護給付費を保険料で賄うことを基本とする介護保険制度は持続不可能な事態に大きく加速しているというふうに思います。

第6期介護保険事業計画で、保険料が改定されますが、国や道への支援要請、町として一定の一般会計繰入を行うなど、サービス低下をさせず保険料引き上げ回避に向けた最大限の努力を行うべきと存じますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、商店版リフォーム助成事業についてであります。1点目の商店版リフォーム助成事業の助成制度化に向けての検討経過についてであります。美幌商工会議所との協議に基づき、店舗リフォームに関するアンケート調査を実施し、また商店版リフォームの先進的自治体であります群馬県高崎市の事例について調査研究も実施いたしました。

高崎市における商店版リフォームでは、店舗の改修のみならず、エアコンや業務用冷蔵庫、テーブル、いすなど、店舗に必要な備品購入まで対象とした内容の助成事業で、この制度の導入により市内の商店には活気が生まれ、建築関連業者、あるいは備品を取り扱う商業者に受注機会がふえ、市内商工業者の活力と地域経済の活性化につながる制度として高い評価を受けております。

本町におきましても、このような事例を参考として、事業者の細かいニーズを把握するため、商工会議所等と連携を図りながら、再度アンケート調査を行う予定となっております。

次に、2点目の新年度からの助成制度制定についてであります。現段階におきましては、助成制度化に向けての協議は行っておりません。町といたしましては、今後、実施を

いたしますアンケート調査により、事業者のニーズを的確に把握することに努めてまいりますとともに、助成制度が本来の目的であります商業の活性化や集客力の向上などにつながるか、他自治体の制度についての効果を調査した上で、制度化に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、第6期介護保険事業計画についてありますが、先般の通常国会において成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険制度が改正されました。

1点目の要支援1、2を地域支援事業についてありますが、介護予防サービスのうち、訪問介護、通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとされました。

総合事業は全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が中心となって地域の実情に応じて既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要介護者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものであります。

新しい総合事業の移行については、平成27年4月1日施行となっておりますが、平成29年度までの猶予期間があるため、それまでに多様なサービスの充実などの受け皿の整備を行ってから総合事業を開始することも可能であります。

本町におきましても、サービス内容や実施団体について今後、検討しなければならない状況であり、条例を制定し、猶予をとってしっかりと準備を進めていく予定であります。

2点目の一定以上所得者の利用負担の見直しにつきましては、保険料の上昇を可能な限

り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平を図っていくために、一定以上の所得のある方に2割の利用者負担をしていただくものであり、施行日は平成27年8月とされておりますが、2割負担とする所得水準については、政令で定められることになっており、現在、合計所得金額160万円以上を基本として検討中であります。

本町における対象者数や見込みについては、介護保険事業計画において保険料の算出や給付費の見込みに反映されることとなりますが、現段階では算定までに至っていない状況であります。

3点目の特養入所基準は要介護3以上についてであります。特別養護老人ホームについては、在宅生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化し、新たな入所者は要介護3以上の者を原則とされました。

施行日は、平成27年4月1日であり、既入居者は除かれます。また、やむを得ぬ事情で特養以外での生活が著しく困難と認められる場合は、市町村関与のもと、入所検討委員会を経て入所を認めることとされ、その判断のための要件や手続きの指針（骨子案）が作成されることとなっておりますので、本町といたしましても指針に基づいて対応してまいりたいと考えております。

4点目の施設入所者の低所得者軽減措置（居住費・食費）は縮小についてであります。施設入所等にかかる経費のうち、食費及び住居費は本人の自己負担が原則となっておりますが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき食費、居住費を補助する特定入所者介護サービス費を支給し、負担を軽減しておりますが、本来の給付と異なった福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平を図る必要があること、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平

であるといった観点から、配偶者の所得の勘案、預貯金等の勘案、非課税年金の勘案をするなどの見直しが行われるものであります。

概要といたしましては、配偶者が住民税課税の場合や一定額の預貯金がある場合には、給付の支給対象外となり、給付受給者の年金収入に非課税年金も勘案して、所得段階を判定するというものであります。

配偶者の所得の勘案と預貯金の勘案については、平成27年8月施行、非課税年金の勘案については、平成28年8月施行であり、細かな部分については省令で示される予定であり、制度の詳細が示された段階で、法に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、保険料値上げ回避についてであります。国に対しましては、オホーツク圏活性化期成会を通して、将来にわたって高齢者を初め各世代が安心して暮らしていけるよう、介護保険制度の長期にわたる安定的な運営を確保するための施策の充実について要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

保険料の設定につきましては、現在作業中ではありますが、給付実績や人口及び要介護認定者数の推計、施設・在宅サービスの見込み料や介護給付費などの見込みを推計し算出することとなり、施設やサービスをふやせば保険料にも跳ね返ることとなります。

現在のサービスは維持しつつ、在宅サービス、施設サービスをどのような方向性で充実させていくのか、新しい総合事業をどのように実施するかなど、地域の特性を踏まえて中長期的な視点をもって検討していきたいと考えております。

保険料につきましても現段階ではお示しすることはできませんが、サービスに合った適正な保険料となるように設定していきたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていた

できます。

答弁の中で、商店版リフォーム助成事業の経過の中で、群馬県高崎市のまちなか商店リニューアル助成事業、この調査研究をしたのだということ、大変高い評価をされております。

私も改めて今日までの経過を調べさせていただきましたが、商店に活気が生まれ、高崎市内商工業者の活力と地域経済活性化につながるという点では全く同じ意見でございます。

昨年4月実施されまして、店舗改裝備品購入に対して2分の1補助、補助上限額100万円ということで、美幌町の住宅リフォーム助成事業よりも大変、有利な中身になっています。

受付開始1日だけで108件の申し込みがあって、受け付け2週間で予算額1億円を超過したと、最終的には初年度738件の申し込みで、市の助成額は約4億4,000万円という状況であります。

ことし2年目、消費税の影響などが出ているのかなということでお伺いいたしました。けさの時点で、予算額が3億5,000万円なのだと、その3億5,000万円は達成超過していると、申し込みがという状況で、引き続き好評なのだというように思っています。

そこで、美幌町としても多分、町中を面白く活気溢れるものにしたいと、そのためには小さな店が元気になること、それがリニューアル事業の目的なのだと、市長がある新聞にコメントを載せております。

美幌町も残念ながら大通含めまして、国道筋の既存の中小商店は大変厳しいなというように思っておりまして、町長としてもそれぞれの業者がもっともつとにぎやかに、あるいは訪れるお客さんが喜んで訪れることのできる商店、あるいは商店街を望んでおられるという点では、全く高崎と変わりがないのだろうというふうに思うのですが、その点についてまず簡潔に感想を聞かせていただければと

思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 中心商店街がにぎわいが薄れてきたという、そういう中で、もう一度、やはり賑わいを取り戻すということは、極めて私の中でも大きな課題だと、そのように思っております。

多分、高崎市もそういうことだろうと思います。

そんな中でこういう施策を取り入れたということでもありますので、大いに参考になりました。美幌町の中心商店街の活性化のためにも、ぜひとも検討を早めていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） そこで、具体的に店舗リフォームアンケートを実施されたというように答弁になっておりますが、私もこの中身については大変、興味、関心がございます。たしか49の回収があったというふうに承知しておりますが、できれば共通の認識にするという点で、このアンケート結果を議会に資料として提出していただくことはできませんでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島学君） 本年の1月に全ての対象者ではございませんけれども100件程度調査をして、49件回収させていただいたアンケート調査でございますが、結果の内容について後ほど資料として提出をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） それでは、後ほど出していただけるということで、特徴的なことだけ聞かせていただければませんか。

店舗リフォームを予定しているのだ、あるいは検討しているのだ、この辺がどのような状況になっているか、あるいはリフォーム制度ができたなら利用したい、あるいは当面、利用しないけれどもという条件つきで聞かれているようでもありますので、この2点の部分で状況を聞かせていただければと思います。

が、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島学君） 設問の内容にあります店舗のリフォームについての実施予定については実施をする予定、あるいは実施について検討しているというふうにご回答されたのが49件のうち23件でございます。

それから、美幌町が実施をしている住宅リフォーム促進事業、同等の店舗リフォーム補助制度が設けられた場合に利用したいという方が23件という形になってございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） もう少し中身もあるかと思えますけれども、いずれにしましてももしあれば利用したいという方々が一定程度おられるということでもあります。

それで、新年度からの助成制度についてはまだ協議していないということでもありますので、改めて聞かせていただければと思います。

実はことし4月からの消費税8%への引き上げに伴って、最初に消費の停滞や景気の悪化が相当厳しいのだということをお聞き取りの中からも出てきています。

内閣府が9月8日に発表いたしました、ことし4月から6月期のGDP国内総生産の改定値、確定ですが、物価の変動を除いた実質でマイナス7.1%であります。これは、あの東日本大震災時のマイナス6.9%を超えております。リーマンショック後の09年1、3月期以来のマイナス幅ということなのですが、主たる原因が何かということも触れられております。

GDPの約6割を占めるのが個人消費なのですが、この大幅な落ち込みということで、マイナス5.1%ですが、年率換算いたしますとマイナス19.0%ということで、これは1997年4月に御承知のとおり消費税を3%から5%に引き上げた際、急激に景気が落ち込みました。しかし、そのときの落ち込みはマイナス13.2%であります。それを大きく上回ってマイナス19.0%と、過去20

年間で最大の落ち込みとなっております。

安倍内閣は、これは想定済みだと言っているのですが、全然その域、その範囲内ではないということで、日本の景気を崖から突き落とすというふうにある国の新聞が評価しているとおりでありまして、美幌町はそういう点では大変厳しいなというふうにご思っておりまして、何らかの助成策を商業者にてご入れをしないかと大変だということに思っておりまして、そういう意味でも来年、新年度早々にこの制度の開設が求められているのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） GDPの話とかいろいろあると思えますけれども、我々が個人消費の分を公共消費でカバーするというのはなかなか厳しいというような面もあると思えますけれども、いずれにしろ消費税の問題もありますけれども、私どもとしては中小企業の振興策として、この制度を考えていきたいという思いであります。

それで具体的な検討事項について担当のほうにも指示をしまして、アンケート調査もこれからする予定でありますけれども、それとあわせて担当部局に検討指示しております。

先進地の高崎に学ぶとすると、飲食店も対象にしているとか、あるいは美幌町でいえば既に住宅リフォームという制度が今、4年目を迎えております。多分、美幌の多くの中小店舗は住宅併用店舗になっていると思えますので、ではその境目はどこなのだと、あるいは住宅のほうについては住宅リフォームでいいのか、店舗用リフォームについては店舗をまた改めて設けて、両方使えるのか、あるいは住宅リフォームとの整合性も含めて検討するように指示をしているところであります。

何とか新年度に間に合うような形も今、検討を進めておりますので、アンケート調査も含めて総合的に検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 管内で私の知っている限りでは訓子府、大空町が開始しているようです。

大空町は、2分の1の補助率で限度額30万円、ことし申請件数5件、150万円の助成額、訓子府は同じく2分の1の補助率で限度額50万円、現時点での申請件数が6件で、助成額264万1,000円というふうを確認しております。

いずれも小さな町の割に頑張っていてリフォームしているのだろうなというふうに思っております。

それで、実は売り上げなどが大変落ち込んでおられる業者にとって、ごく近い将来に税が変わっていくようです。外形標準課税が準備されておまして、資本金1億円以上は既になっているのですが、資本金1億円以下の中小企業にも赤字であっても税を払ってもらおうということで、現在準備中であります。

そうなりますと、消費税で身銭を切り、本体の事業で身銭を切るということで、とても商売やっつけられないというふうな状況が目の前にこようとしているので、それはそれとして政府に対して地方から声を上げていくというのはもちろん大事なのですが、そういう環境におかれている業者に対して頑張ってもらいたいというエールを送っていくというのは、行政もそうですし、町民としても同じ姿勢であるべきだなというふうに思います。

お祭りのときにみこしが通る、そういうことで商店は寄附金も結構弾んでこられているわけで、決して大型店が寄附金が多いかどうかは承知しておりませんが、やはり地域文化を支えるという点で、これまでも大変大きな役目を果たしてこられたし、これからもそういう役目を果たしていただきたいし、美幌町のやはりストリートですから、顔です。ここが全町民の応援で活気を取り戻すということが必要だということで、現在、作業中だという御答弁もありました。

それと、1回目の討論の最終的には制度化に向けて検討していきたいという中身のな

で、流れが違うということにはなっていないというふうに思っております。できるだけ早く、制度化をやっていただきたいということを申し上げて、この分については終わります。

第6期介護保険事業計画について、再質問をさせていただきたいと思います。

実は今回、この問題を取り上げるのは医療介護の総合法として介護制度の見直しがされている最大の特徴が自立、自助を土台に据えて全世代にわたって社会保障制度の解体を打ち出しているという点で、決して軽視できないというふうに思っているわけでございます。

幾つかのキーワードがありますが、適正化という表現をとって、実はサービスの範囲を縮小する、効率化という言葉を使って費用の削減をする、重点化という言葉を使って保険の対象を限定する、そういう全てにわたって利用者にとってみれば切り捨ての中身になっています。

もちろん、市町村にとっては保険制度から除外されれば、そのサービスは市町村が負担せざるを得ないというようなことで、尻は市町村に来るというようなことで、なかなか中身が知られていないということもあって、その影響、対応はどうかということも第1回目で聞かせていただいたところです。

状況としては、まだ算定できない、対象を把握し切れないというような中身ですので、現状はそれはそれでということで、1回再質問をさせていただければと思っております。

一つは、要支援1、2の人たちがヘルパー派遣サービス、通所サービスを保険から外されるということなのですが、実績からいって一体何人ぐらいの人たちがそのサービスから外されるのだろうと、これはおわかりでしょうか。

あるいは、外された場合にNPO、民間企業、ボランティアなど、多様な担い手にそのサービスをお任せしたいということなのですが、一体そのサービスの担い手っているのだ

ろうかと、若干猶予はあるようですが、現状で十分受け皿あるというふうになるのでしょうか、その辺、聞かせていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 要支援者につきましては、平成25年度で認定を受けている方は311人おられます。

それで、その担い手ということでございますけれども、現在、美幌町ではいろいろなボランティア団体もございまして、例えばやまびこの会だとか、そういうところでは認知症のいろいろな活動をされている。

ですから、実際、その担い手としてお願いする部分についてはNPOであるだとか、もちろん民間事業者も入りますし、介護事業所、それからボランティアの地域の多様な要するにいろいろな参画をしていただいていますので、その協力を得るといような形になろうかと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この要支援1、2を地域支援事業にということに移管されると、移譲されるというのでもないのですけれども、我々求めてくださいと言ったわけではないので、ただそうなると今、議員おっしゃるように人材をどう確保するか、ボランティアをどう確保するかということで今、民生部長のほうから答弁ありましたように、美幌はボランティア活動も非常に盛んであるということで、生活支援サービス見守り事業で約15件と、あるいは認知症の支援で8件の活動をされている団体等がありますので、そういう面では他の市町村に比べてある面では御心配になっている向きもあるかと思えますけれども、ある面、何とかやりくりができるのかなと、あとはNPOだとか、受託、委託、それができる体制は今後、詰めていかなければいけないと思えますけれども、いずれにしろちょっと猶予期間がありますので、その中でしっかりと準備をしていきたいと、そのように考えております。

それと、先ほどのちょっと答弁させていたいただきたいのは、商店のリフォームの関係ですけれども、住宅リフォームをやって、さらにそれに幅を広げるといことになりまして、相当な予算規模にもなるかと思えますので、補助の要件にもよりますけれども、そういったこともちょっと勘案しながら十分検討させていただきたいなど、そのようなふうにご検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 312名の要支援の方がおられる、この受け皿をではどうするという事です。

これまでは、保険の制度の中にありましたが、保険の対象から外されるというふうになりますと、サービス提供者はボランティアでも構わないよというふうに現に言っているのですが、介護専門職の切り捨てがこの部分で当然、起こってまいります。

それで、私が所属しております民医連の影響予測調査が事前にされておりますが、多くの介護事例でサービスの切り下げによって生活上のさまざまな支障、あるいは病状の悪化が出てくると、在宅生活の継続が困難になるという、事前に予測されているわけで、サービスの低下を招かないようにすれば、相当な努力がこの分野で必要になっているというように思います。

それと、受け入れていた事業所などは当然、単価の引き下げが及んでくるだろうということをお話されております。やっていかれないと、善意の業者は引き受けたい、しかし単価の切り下げが必ず来るだろうということで、大変、心配されていると。

やはり、美幌町として要支援1、2の方々に対して専門職による予防給付のサービスを存続させるのだという、旗はおろせないだろうというふうに思うのですが、どうでしょうか。そのためには、専門の事業者には現行の収入の維持を図らなければならないし、利用者には負担増にならない措置が末端の市町村

としては考えざるを得ないというようになるのですが、この点も含めて若干、猶予もあるということなので、そういうスタンスで望まざるを得ないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回のこの要支援1、2を地域支援にするということは、一つは我々今まで要するに手を差し伸べなければいけない人以外に独自の要支援の方にも独自の政策をいろいろやってきました。

ただ、今回の改定の中身を見ますと既存のサービスに加えてという、この1項目が非常に気になりますので、今まで既存のやつをやり続けていながら、さらに加えて何かしなければいけないというところが、ちょっとまだ見えてきていませんので、必須要件もあるようでありませうけれども、そこがちょっとつらいところなので、従来やってきたそのサービスを、独自のサービスを違う形に変えていくということも当然、考えなければサービスの水準を落としかねないということにもつながると思いますので、その辺、いずれにしろ29年までということでもありますから、それまでは従来のサービスを続けるかどうかも含めて考えながら、この後、実際の運用が始まるまでには住民の皆さんに心配のないようなサービス提供体制を考えていかなければいけないと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） 補足説明なのですが、現行のサービスはそのまま残ります。それで、今、専門的な支援が必要な方については、従来、現行どおりのサービスをそのまま使えと。そして、そのほかに新たな地域の特徴を生かした新たなサービスが加わるということでございますので、今現在のサービスはそのまま残るということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 確認いたしますが、要支援1、2は保険の対象から外れるよと、したがってその人たちを抱えている事業者、

あるいは受けるサービスそのものは大きく影響を受けるのではないかとというふうに考えるのは心配しすぎだと、考えなくていいですよということであれば全然、問題はないのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） 今、要支援の分については保険の給付事業となっておりますけれども、地域支援事業ということになりまして、今、現行では今ある給付費の相当額をそのまま町に入るということで、ちょっと形が変わりますけれども、給付費は給付費でなくて地域支援事業として介護報酬費が見られるということでございますので、多少、単価の改定はございますけれども、形が変わるといってございませうけれども、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現在、予防という項目の中に介護保険の中に入っております。それが介護予防、それから日常生活支援総合事業という名前の形をかえてということになりますので、介護保険の中に入っているというふうにお考えになっていただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私も手探りの中で今、全容をつかもうという状況であります。

とりあえず、保険対象から外されるということで、私は大変、危惧している者の一人でありますので、なお実際にどうなるか、単価の切り下げなどは非常に危惧もされていることでもありますので、あるいは専門職によるサービスが受けられないという可能性を多分に持っているということで、なお注視をしていきたいというように、この点では思いません。

次に進みます。所得で160万円を超えると利用料が今の1割から2割になると、この点では対象者、見込み数はまだ算定できないという状況なので、そういうふうに押さえま

す。

そこで、一定以上の所得者、所得160万円を超えるというのは国会での審査の過程も見ているのですが、利用料が2倍になっても負担が可能だという線が引かれているわけでは全くないということなのですよ。

被保険者の2割に当たる人の利用料を引き上げるといふ大方針の上で、たまたま引かれたのが160万円ということであって、そのラインを超えると途端に大変な状態になるという中身になっています。

これはもう、いずれ明確な線引きがされるということではあるかと思いますが、例えば160万円と、それが150万円なのか170万円に仮になったとしても、そのラインの人は大変です。

そこで、町として何ができるかと考えてみましたが、私は一つできることがあるとすれば、要介護認定も所得控除の対象となるということで、障がい者控除対象認定証をより積極的に活用するというので、所得、厳密に現在の所得の控除制度を使って救済を図るといふのが差し当たっては可能かというように思います。

以前、このことでは町は相当努力されて、2,000万円以上の控除された実績を持っておりますので、こういうような形でぜひ末端の自治体としては努力していただく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 制度的なセーフティーネットは、これはもう誰でもが利用できる、その要件に合う方が誰でもが利用できることありますから、引き続きPRに十分尽くして、制度的にできるものについては利用していただくというようなことは今後とも続けてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 私から補足説明いたしますけれども、現在でも介護認定を受

けている方については、障がい者控除は証明書を出しますので受けられる形にはなっております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 続きまして、特養入所基準要介護3以上ということで、基準が引き上げとなっております。

そこで、一つは要介護3以下の特養入所、現在の人は当面、救済されるので希望者、入所待機者の中で一体、要介護3以下の人たちはどれぐらいいるのだろうと、町が直接かわっていないので算定がちょっと厳しいかというふうに思いますが、念のためお聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） 待機者の内訳については把握してございません。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町にあります特養の設置者、施設側は要介護1、2の人の入所希望者については、自治体に報告が義務づけられているというように、これからですけれどもなるかと思えます。

それで、施設側に対して要介護2以下の入所申し込みを一律に拒否することのないように、その点では自治体としての主導性ということの徹底が求められているなというように思いますが、その点でぜひそうしていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現状でも要介護1、2の方でも虐待があるとか、そういう特殊事情の方については、こちらが介入しまして入所させるような方向をとっておりますので、特殊事情のある方については、そのように今後も扱っていくことになると思えます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 国もやむを得ない事情がある場合は認めようということで、例も出しております。

認知症高齢者で、常時、適切な見守り、介

護が必要だというような中身であります。

ただ、実態としては、要介護3以下の方々
は実態としてはどうしても特養に入らざるを得ない、客観的な環境におかれているというのが実態だと思うのです。

甘えて入っているということではなくて、
そういう状況にあるということで、したがって私は町としては特例申し込み者として受けとめる申し込み者の実情をやはり正確に調べざるを得ないだろうと、そして施設側に対して町も参加しての入所判定が検討委員会というふうになると思いますが、町の適切な判断というのか、指導性となるのか、要は適切な判断の表明が美幌町としていよいよ求められているというふうに思うのですが、その点も含めて入所検討委員会の中での町の役目を積極的に果たすべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現状でも特別養護老人ホームに入る場合につきましては、当然、私どもの職員も構成員になっている検討委員会ございます。

そこで審査して、入所するような形をとっておりますので、そのような形をまた発展させて継続していきたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 保険料引き上げ回避の点でお聞きいたします。

次期保険料では、国が消費税を使って保険料の軽減を行うということで、得ている情報で申し上げますと、低所得層では一定の負担軽減が図られるだろうと、しかし、それ以外の所得層では保険料の引き上げは避けられないだろうというふうに聞いております。

それで、保険料引き上げを回避する手段が必要なのだろうということで、国や道への要請を最初の質問で申し上げました。

同時に、美幌町で基金があるということで、昨日の答弁の中で5,512万8,000円あるのだと、年度当初。これは積極的に使わざるを得ないだろうというふうに思います。

あるいは、道内の町の中で北斗市や富良野市などでは一般繰り入れなどで保険料の過度な引き上げを抑えるというようなこともやっているようです。なかなか財政大変な中での措置ではあります。そういうような点で全体としては加入者と介護保険のサービスを受ける人と末端の市町村の負担が大変な状況になると、これは走りのようです。

これからもっともっと厳しくなるようですが、この段階でしっかり町としての腹構えを決めるというようなことで、現在、保険料引き上げになるかどうかの算定は行っていないという状況でありますので、算定に当たって政策的な判断をぜひ、引き上げ回避という点で行っていただきたいというふうに思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） きのうも答弁させていただきましたけれども、できるだけ上げたくないのが我々の思いであります。

それで、今、お話ありましたように、基金が当初で5,000万円、この後どうなるか、ちょっと年度途中なのでまだわかりませんが、その推移も見ながら、いずれにしる基金の繰り入れをしなければ、なかなか上げ幅を抑えるというのは難しいと思いますので、そのようなこともぜひ考えていきたいと思っております。

また、繰り入れというお話もありますけれども、総務省がいうルール分の繰り入れは既にしているのですけれども、それ以外については財政安定基金という貸付制度が介護保険の場合にありますので、そして翌年度以降に返せというようなシステムにあるのですけれども、これなかなかちょっと難しい話かなと思いますけれども、いずれにしる今、まだ確定に近い話もまだできないような状況でありますので、いずれにしる状況は多分、厳しいと言わざるを得ないと思いますけれども、その中での厳しい算定をしなければいけないということでもあります。

美幌町は施設サービスの施設、質、量とも

ほかに比べればあると思いますので、その中で施設も利用していただく、在宅も利用していただく、その中で料金をどのところまで抑えられるかというのが我々の仕事だと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間がなくなりました。

今回の介護保険サービスの改定は、何回も申し上げますが要支援者のサービスの一部を予防給付から切り離すと、それから制度開始以来の原則は定率1割負担ということだったのですが、一部2割に引き上げるということで、ここの席が切れますと上限どこまでいくのだということが見えない、大変な状況になると思います。

そういう意味で、政府に対しては末端の町民の立場に立って、持続可能な介護保険制度ということで、また、みずからの部分でなお頑張っていたきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を2時45分といたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告してありました3点、4項目について質問いたします。

まず1点目、教育行政についてです。専門学校生の学資支援について。

専門学校生の学費支援について、文部科学省は低所得世帯の私立専門学校生の授業料を補助する方針を決定し、来年度から生活保護

世帯の学生らに対し、支払った額の一部、または全部を学校を通じて支給する考えを決定した。

子供の貧困や格差が社会問題となって久しく、心を痛める問題ですが、国のこうした支援は初めてであり、町内でも専門学校に進学する生徒は多く、私立専門学校の学費は私立大学並みとも言われています。生徒の進路決定にも大きく影響を与えることと考えますし、特に高校生の進路決定が差し迫っているため、今後、国の方針をどう理解しやすい方法で周知していくのか、また問題点などがありましたらお聞かせください。

教育行政の2点目といたしまして、道教委食物アレルギー調査についてです。

北海道教育委員会アレルギーの調査結果と今後について、本年6月に発生した児童生徒の食物アレルギーは1名の入院はありましたが、大事に至らなくて安堵しています。

しかし、学校給食に対する保護者、児童生徒への不安は残ったのではないかと危惧しているところです。

8月6日に北海道教育委員会が学校における食物アレルギー対応の進め方の素案をまとめ、学校給食での児童生徒がアレルギー症状を起こした際の適切な対応と予防策を示し、校長をトップとした校内委員会を設置して取り組みを進めるよう求めています。

8月下旬には正式決定して、各市町村の教育委員会や各学校に報告書を配付するとの報道でした。2013年度の日本学校保健会などの調査結果によれば、道内で食物アレルギーを持つ子供の割合は小学生が2004年度比の1.87倍の7.7%、全国は4.5%、中学生が2.02倍の8.5%、全国は4.7%にふえ、文部科学省が2007年にまとめたアレルギー疾患に関する調査報告書では、シラカバ花粉と似た成分を持つリンゴ等の果物や魚介類のアレルギーが患者の総数をふやしている可能性が指摘されていますが、北海道教育委員会では道内でアレルギーを持つ子供が多い理由はわからないとしてい

ます。

環境面では整っていると考えられる道産子のアレルギー率が高いのは、今後、さらに不安を与えるため、北海道全体の子供の問題として捉え、多方面からなる専門家に協力を願って、北海道教育委員会に調査、研究の継続を要求すべきと考えますが、お考えがあればお聞かせください。

2点目、環境衛生についてです。蛍光管の回収について。

町は使用済み蛍光管の回収については、一般ごみの日に蛍光管を割って有料ごみ袋に入れて出すことになっていますが、ほかの自治体では回収ボックスを設置し、回収して一定の業者に処理を委託するなどの取り組みがされています。

蛍光管の中には、有害物質も含まれており、処理方法は環境に配慮した方法でなければと考えますが、今後の考え方をお聞かせください。

3点目、地域交通について、デマンド交通についてです。

地域公共交通は、高齢化に伴う運転免許証の自主返納などにより、通院、買い物、入浴などの交通弱者の足確保のため、非常に重要になってくると考えられます。町もスクールバスとの混乗、町内巡回バスなど、町民の足の確保には試行錯誤していますが、国の方針として地域の新たな足の確保には予約型バス普及に力を入れる方針を打ち出している。デマンド交通と言われる予約で乗りおける利便性があり、足腰の弱い高齢者にとっては大変、助かる交通と言えます。

政府は、ことし中に交通政策の基本計画を閣議決定し、拡大目標を折り込む考えで2015年度からは予約を受け付けるシステムを構築するための補助金制度を新設導入する自治体を支援する考えであり、町内交通に今後、生かす考えはあるかお聞かせください。

以上、3項目、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えを申し上げます。

教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、環境衛生について、蛍光管の回収についてであります。美幌町の一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項に基づき、町が処理を行っております。

資源の有効活用と最終処分場の延命化を図るため、平成8年9月より資源ごみの分別収集が始まり、平成17年4月には容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、その他プラスチックの分別収集を実施し、循環型社会に取り組んでいるところであります。

議員御指摘の御家庭から排出される蛍光管は大きさにより有料袋に入りきらず苦慮されたり、微量の水銀が含まれており、蛍光管のリサイクルにつきましては環境に配慮された取り組みが必要と考えております。

御質問の蛍光管の回収でございますが、町といたしましても環境負荷の低減、循環資源の利用促進を図る観点から、来年度に向け実施できるよう回収の手法など、調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、地域交通について、デマンド交通についてであります。町は混乗スクールバス、町内巡回バス初め、路線バス運行維持への補助など、さまざまな地域公共交通としての運行維持に努め、町民の皆様への利便性を維持、確保しているところであります。

特に、町のデマンド交通としまして、平成24年10月から乗合タクシーとして従来の福祉バス運行にかわるものとして、本格運行が開始されたところであります。

御質問にあります予約受付システムの構築への御質問であります。現在の乗合タクシーの利用では、利用者がハイヤー会社に電話予約を行っております。平均の利用者数ですが、往復利用で延べ月、約150人ほど

であります。

国が予約システム構築への補助制度の新設導入が予定されるに当たり、当町で予約システムが必要となるのは乗合タクシーである民間会社がシステム購入となるため、利用者数や効率性、利便性を鑑みますと、費用対効果が低いのではないかと考えているところであります。

したがって、当町では今後において国の補助制度動向やシステムの調査研究を行う段階でありますので、現段階ではシステム導入や補助制度の活用への考えに至っていないことを御理解をお願いいたします。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

初めに、専門学校生への学費支援についてですが、文部科学省の平成27年度概算要求において、従来の専修学校等の人材養成機能の向上に向けた支援の事項の中に、新規事業として意欲と能力のある専門学校の生徒が経済的理由により就学を断念することなく、安心して学べるよう専門学校生の授業料等負担軽減事業が追加されております。

今後、財務省原案が取りまとめられ、政府原案として提出された予算案が国会審議の中で決定していくこととなりますが、現時点では具体的な内容が示されていないことから、事業の詳細については把握できない状況であります。

国の予算が成立し、具体的に事業の詳細が示されましたら、高等学校や関係者へ情報提供してまいりたいと思います。

次に、道教委食物アレルギー調査についてですが、北海道内の食物アレルギーを持つ子供は全国平均を大きく上回っていることが北海道教育委員会がまとめた学校における食物アレルギー対応の進め方素案の中で示され、その理由はわからないとしていますが、調査研究を行うためには専門的知見が必要なこと

から、北海道教育委員会として他の部局を含めた専門機関のかかわりが必要と考えており、引き続き専門的な調査研究をお願いしているところです。

なお、北海道教育委員会としては、今回の対応指針をまとめることで、学校における食物アレルギー対応を拡充し、子供たちの正確な情報収集と的確な対応を進めることを最優先したいとの考えであります。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、環境衛生についてのほうからやってまいります。

現在の収集処理の仕方では環境問題と割って出すとありますけれども、割るときは飛び散って大変危険であり、高齢の方とか、マンション住まいの方は大変だったろうと考えています。

収集の方法については、今後、検討されるということなのですが、例えば津別町のように、津別町は役場のところに町民に持ち込んでもらっています。

美幌町も一定の場所を決めておけば、かなりの方が持参してくれるのではないかなというふうに考えています。

今後、その収集の仕方などは具体的にやっていくのでしょうかけれども、例えば電気店などの蛍光管、これも商売でやっている店とはいえ、いろいろお聞きしたところ、大抵は買ってくれて、届けて、新しいのと取りかえて古い物を電気店が引き取るというような、今、形がほとんどだというふうに聞きます。

それで、例えばその蛍光管の回収のときに電気店のものなども一般家庭と同じ取り扱いにしてほしいと思いますけれども、その辺の考え、まだ固まっていないかもしれませんけれども、お聞きしておきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） おっしゃるとおり、回収量にもよりますので、岡本議員おっ

しゃるとおり電気店にお願いするだとか、それから場所を設けて、その量により今後、調査研究して進めていきたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私は、あと乾電池についてもちょっと飛躍しますけれども、蛍光管ではないのですけれども、一時、乾電池を売っている店のどこにでも回収箱がありました。たしか、役場の中にはないと思うのですけれども、本当はないのです。

それで、あちこち探してちょっと大型店で1カ所あって置いてきたりなどしたのですけれども、これはやはり環境問題とかに余り関心がなければ、つつい回収するところがなければきっとごみに出してしまうと思うのです。

これもしつこくは言いませんけれども、乾電池も見える形で回収していただきたいなと思いますけれども、今、どのようになっているかお知らせいただければ。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（大場正規君） ただいまの乾電池の関係でございますが、現在、町内約23カ所に回収ボックスを設置し、乾電池のほうを回収しております。

それで、例えば電気店さんのほうからいっばいになりましたら役場のほうに電話をいただいて、それを回収しているという形をとっておりますので、今後、蛍光管のほうも同じような形がいいのか、どうかということで検討してまいりたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 23カ所というけれどもすごく目立たなくなっています、小さいものだから余計かもしれませんけれども、乾電池の中にもたしか余りよくないものが入っていますので、この蛍光管の回収と一緒に乾電池も現場をちょっと見ていただきたいなと思って、この質問は終わらせていただき

ます。

次、デマンド交通について、2回目の質問をしていきたいと思っております。

答弁では、今後において国の補助制度、それから動向やシステムの調査、研究を行う段階であるとのことなのですけれども、国は人口減社会を支える新たな公共交通として乗合、予約型で小型バスやタクシーを運行する仕組みを普及させる方針で2020年をめぐりに導入自治体を今の倍以上の700市町村に拡大する目標を交通政策の基本計画に盛り込むとのこと。今後、調査研究していただきたいと考えています。

町長が私に教えてくれた高齢者の教育、教養という言葉を受けていただきましたけれども、私は高齢になっても出掛けるところがある、出掛けの方法がある、そして家に閉じ込めないで生き生きと暮らすということが健康面でも、生きがいの面でも大きな役割を占めるといふふうに思っています。

たまたま、これは余談になりますけれども、きのう議会に来ようとしたときに、きのう午前中はとてもいい天気でした。それで、ちょっと信号でとまっていたときに前を電動車いすの方が1人で通っていきました。私はそれを見てすごく感激しました。こんなにいい天気の日、そういうふうに電動車いすで1人でも歩けるということは、非常に価値のあることだというふうに思っています。

それと、総務文教で、これは大きな町ですけれども、立川市に視察に行ったときに、バスが来て車いすの方が1人で待っていて、当然と言ったらおかしいけれども、私たちはまだなれていませんね、車いすの人が1人で待っていて、そうしたらちゃんと運転士さんが来て、バスも違うのでしょけれども、ずっと乗せることができた。本当にちょっと感激をしましたけれども、そういうまちづくりが目標になるのではないかなというふうに思っています。

その辺のところ、今すぐ変えろということはないのですけれども、そういうデマンド

について町長の考えがありましたら、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 地域の公共交通をどう守るかということで、国の補助をいただいて、国交省だったと思いますけれども補助をいただいて、平成21年から23年までいろいろ実証的にやって、いよいよ昨年から実際の運行に今なっているということでありませう。

その中で、スクールバスの混乗、一般の方と混乗できるような方策も考えてきましたし、また、デマンド型の交通ということで、タクシーを、福祉バスを走っていた時代がありまして、それをやめることによってタクシーを使ったデマンド型、要するに予約をして使っていただくということも昨年の10月だったと思いますけれどもスタートさせました。

そのほか、いろいろな取り組みをして年間、今9,000万弱ぐらい公共交通、足を守ることによってやっております。

それで、国は補助制度をつくるということでもありますけれども、何でもかんでも補助があるからということではなくて、地域に合った形で、その地域に合った方法がやはり求められると思いますので、そういった意味では3年間の実証をしたということの、この実績をもとに実際の運行に入っているわけですから、何とかしてこれを軌道に乗せて、ワンコインも多くの方に乗っていただきたいし、デマンド交通も乗っていただきたい、混乗バスにも乗っていただきたいということでもありますので、これもまず軌道に乗せることが喫緊の課題だと、そのようなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなど、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そうですね、地域交通の確保に地域交通活性化協議会でそのワンコインバスの実証実験をやって1年目はど

こを通すとか、峠の湯に行ってみるとか、いろいろなことをやったというのは私も認識をしています。

議会の一般質問でも私も峠の湯まで走らせてくれとか、いろいろほかの議員も取り上げたり何かしています。

今、そういう試行錯誤の中で今があるということも十分、理解していますけれども、今走っている町内の巡回バスも古くなる時もあると考えますし、ちょっと朝早くはやはりある程度乗っていますけれども、昼などはやはり余り乗っていない時期、それでも同じ大きさでよいのかとか、今後に対してまだいろいろ課題が見えてくるのではないかなというふうに思っています。

住民の方の話ではやはり、大きなバスでなくてもいいから、もっと近くまで来てほしいという声もありますので、今後、これから研究していくということですので、これ以上の質問はしませんけれども、これから私たちが今、まだ免許持って走れる時代はいいのですけれども、やはり免許を返上するという方が、返上するというのも勇気を持って返上するという形になるのですね、何か事故を起こしてからだと大変ですから、そういう面では町の中に出ていく、今、病院や何かにもとまっていますので本当に便利になりましたけれども、そこへ行くまでが結構、大変という地域もありますので、次回の見直しに向けてまた、いろいろな課題を探っていただきたいというふうに思っています。

そのことに対して、町長にもう一度答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌の規模ですと、予約して予約型のバスというのはなかなかなじまないのかなという思いはちょっと持っています。

それで、昨年の10月からタクシーによるデマンド交通というようなことで予約を入れて、それに乗って町に来たり、戻ったりするというようなことをやっておりますので、も

うちちょっとこれの実績をやはり見て、やはり新しいものをやるとするとどこかをスクラップしてこないと、なかなか難しい部分もありますので、例えば町全体をデマンド型にするということになると、これまた大変なことで、ワンコインと一緒にあって、競合してしまうというようなことにもなりかねないと思いますので、ワンコインはワンコインでやはり今のところを守らなければいけないという思いでいますので、いずれにしろ3年の実証をやってきた、これはもう多くの皆さんの声を聞いて、今の形になっているので、まだまだと言われるところもありますけれども、まずこれの定着をして、その中から課題を少しずつ見出して、次の新しい高齢化にふさわしい公共交通体系をやはり守っていかなければいけないと、そのようなふうに思っているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ちょっと終わると言ったのですけれども、もう一度。

私もそのデマンドが可能なのは小さな町ではないかと思ったのですけれども、いろいろ調べると結構、大きな町もやっているということですので、今後においてさらに研究したり、そういうところに職員を派遣したりなどして研究していただきたいなというふうに思っています。これで、デマンド交通を終わります。

教育委員会のほうの専門学校生の学費支援についてに入っています。

答弁では、予算が成立して具体的に事業の詳細が示されたら高校や関係者に情報を提供していきたいというふうなことなのですけれども、8月9日の新聞報道では来年度から生活保護世帯の学生らに対して支払った額の一部、または全部を学校を通じて支給する考えだというふうに、こうした支援は初めてであるというふうに出ています。

文部省の有識者検討会が8月8日、給付制度の新設を提言する中間をまとめ、案を出

し、8月末に発表の概算要求に盛り込まれる、仮に収入300万円の世帯が対象になれば、給付を受ける学生は10万人と見込まれる。専門学校は全国に2,811校あり、約59万人が在籍しています。

現在、半分ほどの専門学校で成績優秀者らに対する授業料の減免措置があるが、新制度では学校が低所得者の授業料を減額した場合、さらに学生が支払う残りの授業料を国が一部か全部を給付する仕組み、来年度のスタートに向けて制度を利用する学校を募る予定だというふうにあります。

教育長は十分、日本の子供の貧困率というのも知っているかと思えますけれども、日本の子供の貧困率は15.7%と高く、おおよそ6人に1人の子供が貧困状況にあり、ひとり親世帯の児童は51%が貧困である、家庭の収入の格差は教育機会の格差に直結し、その後の進路と所得の格差に影響する、これを貧困の連鎖というふうに言われています。

町でも奨学金制度がありまして、高校、専門学校、大学生に対して貸し付けていますけれども、オホーツク圏というのは高校は別として、専門学校、大学に行こうとすれば札幌圏まで行かなければならない。学校を決める、部屋を借りる、学費と生活費と本当に大きなお金がかかるという現実があります。

しかし、入学して落ち着けば、全部とは言いませんけれども、かなりの子供たちがアルバイトなどをして、頑張る子供が大変多い。私は高校を卒業して出ていくところが一番お金がかかる時期ではないかなというふうに思っています。

制度がはっきりしないとのことですが、明確になり次第、教育委員としても役割があればやってほしいというふうに思っています。

例えば、1回生徒が払った額を払い戻してくれるというような例えば制度になったときに、その1回払うということ自体が、もう大変なことなのです。この辺がまだはっきりしないと言えははっきりしないのですけれど

も、高額医療制度のように払わなくても後で学校を通して入ってくるのか、そういうふうに一端、自分の懐から大きなお金を出すということは、非常に門出と一緒にそういうことがあると大変だなということで、私はその辺が一番、いい制度だけれども心配しているところなのです。

こういうところにその奨学資金制度を一時借り入れをしてあげるとか、奨学金制度も借りて、去年の実績も見させていただきましたが、まだ余裕があるなというふうに思っているのですけれども、その辺のところ、確定していないので非常にこれは答えづらいかもしれませんが、教育長、何かありましたら、答えるところがあれば答えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 答弁では、今、確定していないのでなかなか中身が見えてきませんという答弁をしております。

ただ、方向性については、議員が今、おっしゃった中での専修学校生の経済支援のあり方の中間的まとめの中で、ある程度、こういうふうになるだろうというような形は見えております。

ただ、要は最初に入るときに、結局、そういう制度が仮に国会を通して決まったとしても、早く決まればいいのですけれども、なかなか新年度に入ってしまうのではないかと、いうふうに思っております。

ですから、最初に払うお金、例えばその報告書の中でいけば、例えば私立の専門学校においては、当初払う年間の納付金といったら大体110万円ぐらい、そのお金をどう用意するかというのはやはり大変なことなのかなというふうに思っております。

その部分が後でというよりも、もともと専門学校というのは所轄官庁が都道府県ということで、本当に国が所轄官庁であれば直接、私学助成みたく、直接、学校がその生徒に減免をしたときに、その分を経常的経費ということで入ってくるのですけれども、都道府県

の場合はそういうシステムになっていないので、それを何とかそういうシステムにしようというような感じがする内容が書いてあります。ということは、やはり入ってくるのは後というか、そういう形になるのかなと思っております。

その部分、何とかならないかという部分についてはちょっと今、思い当たるところがありません、残念ながら。

ただ、今、美幌高校をちょっと見てみれば、25年度の状況を見ますと卒業生、大体、25年度135名いますけれども、専門学校に33名行っているということで、24.4%、この報告書の中でいけば、先ほど学校数と学生数は岡本議員おっしゃっていただきましたけれども、全体でいけば約2割の高等学校からそこに行っているということでいけば、大体同じぐらい、ちょっと美幌が多いのかなというふうに思っております。

そういう意味では、こういう制度がきちんと認められて、国の予算も概算要求では非常に少ないお金を見込んでおります。大体、対象人数を4,000人の4億7,100万、もうちょっと何かこれだけ注目されているものであれば、ふやしていただければというような気はしますけれども、求められた質問と回答になっていませんけれども、よろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そういうふうには先ほどの繰り返しになりますけれども、1回お金を用意して、部屋を決めて、学校を決めるまでにもお金がかかるということで、奨学金制度もありますけれども、本当にひとり親家庭などでも高校までは何とか、その先が見えないということで、私はその辺で今後もいろいろとやっていただきたいなと思っておりますけれども、例えば奨学金制度も毎月貸すものと、それからどんと1回で貸すものやっていると、思うのですけれども、自分はまだ経済的に大変だから学校は諦めたとかという、そ

う生徒もいるようなのですけれども、実際に私も聞いたことがありますけれども、やはり中学のときから、広報などでは常に奨学金の制度は載っているのですけれども、やはりその子供に中学校のときにもう、そういう制度があるよと、それが万全ではないかもしれませんが、やはり子供の目に触れさせる、親との会話ではそういう、例えば奨学金制度があるから大丈夫だよとか、そういう話は店先で何かはよくしたりするのですけれども、やはり子供の目に触れさせて、早い時期からやはり子供が目的を持って一生懸命勉強するような形とか、高校生に対してもそういう早く一人一人に目を触れさせるということもすごく大事ではないかなというふうに思っています。

奨学金制度も何年か前に見直したりなどして、返済期間も卒業時からすぐではなくて、半年とか猶予を与えとか、いろいろ工夫されていますけれども、まだまだ、本当に経済に困窮した子供たちには出だしが大変なかなというふうに思っています。

本当に私もいろいろな子供たちも知っていますけれども、行ったら本当に都会ですからいろいろなアルバイトがあって、きちんとアルバイトをして、結構な金額稼いでちゃんとやって卒業するのです。

だから、本当にそういうことを見るにつけ、出だしのところで何とか応援することができないかなというふうに思っています。

それと、地元的美幌高校は、やはり魅力ある学校、生き残りをかけて地域に愛される学校をつくり、教育長もいろいろと応援していただいて、管内あちこち生徒募集で歩いていたということをお聞きしていますけれども、そういう面でも町内学校として何か特別な応援ができればいいなと思いますので、すぐとは言わないですけれども、いろいろと考えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） これだけ少子化になったときに、やはり子供たちが少なくなっ

ていく、その子供たちがこれから本当に地域を担っていただくという部分においては、そういう進学があれば、それをかなえてあげることが大切なことなのかなというふうに思っています。

高校ともいろいろな面で協議をしております。教育委員会と学校とは結構、しょっちゅう行き来しておりますし、あと、教育委員と学校長との懇談をやったり、そういった中で本当に子供たちを支援する方法がどういう方法があるかというのをよくお互いに全部整理してみて、本当に今、学校へ行こうという強い意志があれば、いろいろな支援を受けられる方法があります。

ただ、奨学金みたく中には免除される部分と全額返さなければいけない、それから最初にぼんと借りて、それを最終的に卒業後に払うような負債を背負うような方法もあります。

ですから、どちらかというと、今までは学力が優秀だという部分の面から、そうではなくて、やはり何らかの生活というか、家庭の事情で行けない子供たちに対して、子供というか生徒たちに対してどうするかということも含めていろいろ調べた中で、整理をして、協議をして、そういう情報を地元の子供たちには知ってもらおう努力はしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） よろしくお願いたします。

それと最後に食物アレルギーについて質問していきます。

私も道教委のアレルギー調査の結果については大変、驚いているのです。というのは、ただ単にですけれども、自然環境に恵まれている、どちらかというと湿気のない住環境とか、生活環境でどちらかというと一軒家に住んでいることが多かったり何かして、住環境、それから自然環境にも整っているところに育っている子供たちというふうに認識していましたので、確かにきのうの話ではないで

すけれどもシラカバは多いですけどね。そういう意味で丈夫だと言われていた子供たちがというふうにして意外な一面というのと、それとまた答弁で道内のアレルギーを持つ子供たちが全国平均を上回っている理由がわからないので、専門的見地で今後も調査するという事で、一定の安心はしています。

行政報告の中で、食物アレルギーのある生徒の実態の情報が学校給食センター、教育委員会で共有されていなかったというふうにありますけれども、私は教育委員会としましてもやはり小学校、中学校生徒だけでなく、子供が産まれたときからの追跡調査、追跡情報が今後、必要になってくるのではないかなというふうに考えます。

乳児期、幼児期、就学前といった、その情報の共有が必要ではないかなというふうに感じています。

保育園など給食を提供しているところは個人の食物アレルギーについて父兄から把握しているのではないかなというふうに思っていますけれども、幼稚園などはどうなっているのかなと。お弁当を持っていくようなところはアレルギーの情報はどうなっているのかなというふうに考えています。

1人の子供のアレルギーをその乳児期からずっと追跡して、そういう情報を持って学校へ上がるような仕組みづくりが必要ではないかなというふうに思っています。今、もうやろうとしているのかもしれませんが。

例えば、私たちが病院に行ったときにいろいろ今は聞かれますよね、薬はどんなのが合わないのかとか、食物アレルギーがあるのかというふうに、そういうことを聞かれますけれども、毎回毎回聞かれる、いろいろな病院にかえたときに聞かれるということは、やはりアレルギーの情報というのは重要なのだなというふうに思っていますので、その情報の共有というところで今後の教育長の考えをお聞かせください。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 生まれたときから

子供のアレルギーの部分については、アレルギーだけではなく、どういう状況であるかというのはきちんと追跡する部分というのは大切だというふうには、それは思っております。

アレルギーの部分で、行政報告の中で町長のほうから皆さんにおわびをいただいた部分については、本当に皆様に心からおわびを申し上げたいというふうに思っています。

その中で書いてあったことは、学校給食の部分については、学校給食センターの中ではきちんとアレルギー調査というのはするのです。

それから学校によってはどうかというと、今までは健康カードというか、子供たちの健康状態を書く中にアレルギーという欄があって、そこに食物アレルギーを書くというふうになっております。

それがちゃんと一括して、先ほど言ったように情報の共有がされているかといったら、なかなかそうではない。それぞれ立場の中で、学校と連絡はきちんとしているのですけれども、給食を提供するに当たっての本当に必然的なアレルギーはきちんと調べたりはしているのですけれども、もうちょっと幅を大きくして、この子は何と何のアレルギーを持っていて、そして給食においてはこれと、これとはだめですとか、そういうものの関連がやはりきちんとされていなかったと。

それで、国も一つの方針というか、平成20年に学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドラインを出して、その中で学校生活管理指導票、いうならば一つのルールに沿った情報をきちんと整理していこうということを試みたのですけれども、なかなか進んでこなかったと。

今、道教委もやろうとしているのは、まさに学校生活管理指導票というものを標準にしようということ、ただ、その中で問題があるのは、そのアレルギーの疾患の状況は医者がやはりひとつ判断してもらわなければ、例えば親の思いでこうだよと書くことができない

というか、そのためにはやはり医者 of 診断を受けるということで文書料を払ったり、新たにまた病院にかかったりという、お金がかかることに対して、なかなか今、子育てをしている親御さんにしてみれば何千円かの話なのですけれども、それを出すのが非常に難しいという状況がある。

ですから今回、道教委の中で8月6日に公表で、私どもには8月7日のほうに意見徴収ということで来ました。その中で、今、お話ししたようなことは書かさせてもらいました。

いうならば、それを進めるのはいいのですけれども、それにかかるお金も何か考えてやらないと単純には済みませんよということで、今、非常に北海道のほうはそのことを一生懸命、今、何か方法はないかということで考えております。

その基礎資料の参考資料ということで、町立病院、きょう大村事務長いますけれども町立病院でひとつの算定を参考資料として、参考にしながら今、道のほうではいろいろ考えていることだと思えます。

ですから、何とかそういう一つのルールに基づいた整備ができればいいかなというふうに思っているのですけれども、では具体的にそれを親御さんたちが負担、負担なくとは言いませんけれども、何とか応援してくれる範囲内で納まるようなものを道と、それから町というか、教育委員会としてもいろいろ知恵を絞って考えていきたいというふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） よほど本当にひどい症状があればそういうふうにご子供を連れて病院行くことがあるのかもしれないけれども、軽い症状であればお金がかかるということですか。

ただ、今、国保病院には小児科のいい先生が来ておりますので、大変、心強いと思えますし、教育委員会だけでなく、そういう連

携をとりながら何とかいい方向に進んでいってほしいなというふうに思っています。

私の知っている乳児期に小麦がだめだったのですけれども、やはり免疫力がついたり何かして大丈夫になったと。

ただ、同じ子供でも直ったと思うけれども、体調の悪いときや何か、寝不足のときとか、風邪気味のときにやはり強く出ることがあります。

例えば、先ほど給食の話が出ましたけれども、体調の悪いときは無理して、ちょっと苦手な給食を残すということは今は可能と言ったらおかしいけれども、それはもう十分、可能なことですよね。昔はやはり給食を残してはだめとかという、そういう指導をしていた時期があったのですけれども、今はそういう指導はしていないかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 無理やり食べさせるということはしておりません。

やはり、自分は何を食べると非常に問題というか、食物アレルギーであれば何かということをはっきりやはり親御さんが知っているだけではなくて、生徒、児童、低学年はちょっと難しいところがあるのですけれども知る必要があると。

今回の事故の中で、道教委のそういう大きな学校給食をいうなら指導する立場の方が学校給食においては素材をわかるようにつくるようにしてほしいということです。

例えば、家庭ではきれいな物を食べさせるためにわからないで入れる、でも学校給食においては素材をはっきりわかるようにつくれば、これは私、僕はアレルギーだから食べませんよと、そういうことをきちんとさせるようにさせてほしいという、いろいろな助言をいただいたりもしております。

そういう意味では、ちょっと言葉は悪いですけれども、命をはって学校給食を食べてほしくないというのが本音であります。

ですから、逆に言ったらやはり自分にとっ

て何が食物アレルギーということをきちんと自覚した中で、私どもは除去食ができていませんので、その中できちんと個々の中でやはり対応をしていただく努力もしてほしいという気がします。なかなか全てはこちら側でできていない部分はあります。

○8番（岡本美代子君） これで質問を終わります。

○議長（古館繁夫君） 以上で、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を3時50分。

午後 3時38分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 承認第9号

○議長（古館繁夫君） 日程第3 承認第9号専決処分承認についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

承認第9号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるといふことで、次の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

専決処分書。

栄森地区草地崩落に伴う保安林指定調査のため、急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成26年8月13日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の5ページから御説明を申し上げます。

平成26年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、5月2日に発見をいたしました栄森の草地崩落の対応策について関係機関、関係者と協議を積み重ねてきた結果、民有林の保安林指定により、道が年度内に治山事業を実施することとなったことに伴いまして、保安林指定に向けた調査業務を美幌町が喫緊に実施する必要となったことから、業務委託料の補正を行ったものであります。

なお、5月下旬に実施した河川への土砂流入防止緊急修繕及び本調査委託料につきましては、原因者に応分の負担を求めるとしておりますが、負担割合は今後の協議事項となっているために、現段階での予算の財源は一般財源としているものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ99億4,517万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、15ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出でございますが、農林水産業費、林業費の林業振興費、治山林道施設整備推進事業費の増、業務等委託料、栄森地区保安林指定調査業務委託料といふことで、新規に208万1,000円の補正をいたしましたところでございます。

保安林の指定に向けまして、保水力、あるいは森林現況、あるいは地番などを調査いたしまして、保安林の指定の必要性を見きわめる業務でございます。

これらの業務を委託し、本調査後、保安林の指定申請を行うものでございます。

次に、13ページにお戻りいただきたいと思ひます。

以上、御説明を申し上げます、どうかよろしくお願ひをいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第4 同意第2号

○議長（古館繁夫君） 日程第4 同意第2号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第2号美幌町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町、教育委員会委員沖田滋氏は、平成26年9月28日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるという内容でございます。

記。

住所、美幌町字大通北1丁目12番地。

氏名、沖田滋さん。

生年月日、昭和26年10月11日生まれでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第2号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第39号

○議長（古館繁夫君） 日程第5 議案第39号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案の17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第39号関係。

美幌博物館冷暖房換気設備改修工事であります。

工事の場所は、美幌町字美禽253番地の4。

工事の概要は、記載のとおりでございます。

入札年月日は、平成26年9月4日。

指名業者は四ツ輪・明成特定建設工事共同企業体外記載の3共同企業体であります。

契約金額、5,896万8,000円。

なお、落札率は97%であります。

契約の相手方、四ツ輪・明成特定建設工事共同企業体。

代表者、網走郡美幌町字仲町1丁目143番地、株式会社四ツ輪工業、代表取締役横山喜義であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約によります。

工期、契約の日から平成27年3月31日まで。

本日、17日に議決いただき、契約いたしますと、196日間となります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第39号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第40号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するというので、変更内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

資料2、議案第40号関係。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

について。

改正目的であります。新規に加入する団体が生じたことから、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更しようとするものであります。

改正内容は、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約別表の変更でございます。

根拠法令につきましては、地方自治法。施行日は、総務大臣の許可の日からということでございます。

以上、御説明いたしましたので、どうかよろしくお願いをいたします。

なお、参考資料の3ページから5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第41号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 議案第41号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,701万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ99億7,218万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更及び追加は、第2表債務負担行為補正で御説明を申し上げます。

それでは、22ページをお開きいただきたい思います。

第2表、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

まず、事項の1点目、庁舎・別館LED照明借上料、補正前26年度から31年度にかけて、限度額534万3,000円の予算でございますが、当初予算時においては、経済産業省の補助事業の採択を期待し、5年リースによって本庁舎及び別館の照明をLED化することで計画をしていたところでございますが、補助採択が困難となりましたことから、単年予算により安価で実施しようとするもので、今回、予算の組みかえを単年予算に行おうとするものでございますので、補正後は債務負担行為の補正をなくしたいというものでございます。

次の町民会館改築基本設計委託料につきましては、新たに26年度から27年度、2年間にかけて限度額は1,666万8,000円の予算をお願いしたいというものでございます。

この事業につきましては、6月定例町議会では予算補正後、発注に際しての町の基本方針を固めるために時間を要し、また広く町民の意見を徴収するため、十分な委託期間を確保

することが望ましいとの判断から、委託業務期間を270日間確保し、よって予算について債務負担行為の補正をお願いしたいというものであります。

なお、予算額につきましては、平成26年度分が現行予算の前払い金相当額、これは3割でございますが、714万4,000円といたしまして、平成27年度分が残りの1,666万8,000円とし、今回、平成26年度分の減額と平成27年度分の債務負担行為の予算化をあわせてをお願いをしたいというものでございます。

次に、31ページをお開きいただきましたと申します。

歳出でございます。

財産管理費の庁舎管理事業費の増、修繕料567万円の増と機械等借上料70万6,000円の減額につきましては、今、債務負担行為補正で御説明いたしました本庁舎及び別館の照明器具のLED化の予算の組みかえで、単年の修繕により予算ベースで37万9,000円の減額を見込んで予算の組みかえでございます。

次の段、政策推進事業費の増、積立金287万円の増額補正であります。これは5月1日から7月30日までの間にいただきましたふるさと寄附金280件、292万円のうち用途指定のない273件、287万円をふるさとづくり基金へ積み立てをしようとするものでありまして、年度末残高の見込みはこれによりまして8,306万4,000円となる見込みでございます。

次の段、電算管理事業費の増、業務等委託料、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料424万円の新規補正でございますが、これにつきましては平成28年利用開始予定の通常言われておりますマイナンバー制度に対応する団体内統合あて名システム作成の委託分でございます。

次の負担金、社会保障・税番号制度中間サーバー利用負担金98万1,000円の新規増額補正でございますが、同じくマイナン

バー制度に対応する地方公共団体情報システム機構が全国2カ所に整備する中間サーバー、あるいは端末機の設置のほか、システム設計開発費、ソフトウェア購入費等にかかる美幌町の負担分でございます。

次の段、税務徴税費、一般事務費の増、業務等委託料、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料458万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましてもマイナンバー制度に対応する地方税システムの作成及びシステム改修の委託分でございます。

次の段、戸籍住民基本台帳事務費の増、業務等委託料、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料607万3,000円の増額補正でございますが、これも同じくマイナンバー制度に対応する住民基本台帳システムの作成及びシステム改修委託分でございます。

次に33ページをお開きいただきたいと思います。

一番上段であります統計調査事業費の減6万5,000円であります。各報酬から燃料費まで増減させておりますが、全国消費実施実態調査にかかる市町村委託金の交付額が示されたことに伴う所要の補正を行おうとするものでございます。

次の段、社会福祉総務費、一般事務費の増、積立金4万円の増額補正でございますが、これはふるさと寄附金のうち、福祉目的に用途指定のあった6件、4万円の福祉基金へ積み立てをしようするもので、これによりまして年度末の福祉基金の残高は3億3,584万1,000円の見込みでございます。

次の段、他会計負担事業費の減、繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、123万9,000円の減額補正でございますが、これにつきましてもマイナンバー制度に対応するシステムの作成及びシステム改修にかかる一般財源分、28万4,000円の増額と10月1日以降、高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種となるため、一般会計への予算の組みかえ152万3,000円の減の分ござい

ます。

次、介護保険特別会計繰出金52万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましても同じくマイナンバー制度に対応するシステムの作成及びシステム改修にかかる費用の一般財源分の増額補正でございます。

次の段、国民年金事務費の増、業務等委託料、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料、11万3,000円の増額補正でございます。これにつきましても、マイナンバー制度に対応する国民年金システムの作成及びシステム改修委託分でございます。

次の段、障害福祉費、一般事務費の増、業務等委託料、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料138万7,000円の増額補正、これにつきましても同じくマイナンバー制度に対応する障害福祉システムの作成及びシステム改修委託料でございます。

次の段、障害者自立支援事業費の増、償還金利子及び割引料577万7,000円の増額につきましても、平成25年度の自立支援給付費、医療費確定に伴う国庫返還金及び医療費の道費返還金でございます。

次、35ページをお開きいただきたいと思います。

上段、子ども発達支援センター事業費の増、保険料4,000円と幼児ことばの教室設置事業費の増、保険料4,000円の増額につきましても、いずれも利用者増に伴います傷害保険料の増額で5名ずつの増員となったものでございます。

次の段、児童手当支給事業費の増、業務等委託料、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料161万2,000円の増額補正につきましても、マイナンバー制度に対応する児童福祉システムの作成及びシステム改修分委託分でございます。

次の段、他会計負担事業費の増、繰出金、個別排水処理特別会計繰出金206万7,000円の増額補正でございますが、平成25年度分消費税及び地方消費税確定に伴う公課費の減53万2,000円と個別浄化槽設置

工事費の増額ということで、本年度計画の10戸にかかる流末処理費用増に伴う一般財源分、259万9,000円の増額分でございます。

次の段、感染症対策事業費の増、業務等委託料、エキノコックス症検査委託料、26万5,000円につきましては、平成25年度から自己負担の無料化、また平成26年度から特定健診対象年齢を35歳以上から20歳以上に拡充したことなどから、受診者が増となり、当初380人見込んでおりましたが、637人になる見込みということで、257人の増ということで今回、増額をお願いをしたいというものでございます。

次、予防接種事業費の増、業務等委託料、個別予防接種委託料701万1,000円の増額でございます。これにつきましては、まず1点目、水痘ワクチンにつきましては、10月1日より12カ月から36カ月未満児が2回の定期接種となり、経過措置として平成26年度に限り36カ月から60カ月未満児が1回のみ定期接種となったところでありますが、本町といたしましては36カ月から60カ月未満児についても重症化防止はもとより、軽症化防止も図りたく町単費により平成26年度に限り36カ月から60カ月未満児の2回目の接種を実施することとしたいものでございます。

定期接種448回分、単費の140回分、単価1回当たり7,560円で予算額444万5,000円を増額補正したいものでございます。

2点目は、高齢者肺炎球菌につきましては、10月1日より定期接種になるところでございますが、65歳の高齢者及び平成30年度まで5歳ごとの節目について対象となったところであります。

一般会計で、これにより予算化をするものでございますが、平成25年度から本町単独で実施してきております後期高齢者についても本年度実施したいことから、あわせて256万6,000円を増額をしたいものでござ

います。

次の農業委員会費、事務局費の増、業務等委託料、農地台帳システム整備委託料324万円の新規予算化でございます。これにつきましては、農地法の改正により農地台帳の公表が法定化されたことに伴いまして、基準を満たす農地台帳システムを整備しようとするものでございます。

なお、補助率につきましては、10分の10でございます。

次の、環境保全型農業直接支援対策事業費の増、消耗品5,000円でございますが、事務費にかかる補助金が増額となったことによる補正でございます。全額補助金でございます。

次、37ページをお開きいただきたいと思

います。一番上段、林業推進事業費の増、積立金1万円の増額補正につきましては、ふるさと寄附金のうち、森林整備へ使途指定のあった1件、1万円を未来への森づくり基金へ積み立てをしようとするもので、これによります年度末の基金残高は1,721万円となる見込みでございます。

その下の段、町有林造林事業費の増、修繕料20万円でございますが、7月23日、福住林道で4トントラックが側溝に落ちましてバンパー等を破損させた修繕料をお願いしたいものでございます。

次の段、公営住宅管理事業費の増、業務等委託料、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料15万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましてもマイナンバー制度の対応に対応する住宅使用料システムの作成及びシステム改修委託料でございます。

次の段、町民会館維持管理事業費の減、実施設計等委託料、町民会館改築基本設計委託料、1,666万8,000円の減額補正でございますが、これにつきましては第2表債務負担行為で御説明しましたとおり、平成26年度の予算は前払い金相当額ということで、

714万4,000円とすることから、残りの1,666万8,000円を減額をしようとするものでございます。

一番下の段、図書館費の活動促進事業費の増、消耗品費5万円の増額補正につきましては、7月9日、美禽にお住まいの中山千津子様から6月22日に御逝去された夫、勝義様が生前図書館にお世話になったお礼といたしまして、図書館に5万円の御寄付をいただきましたので、図書の購入をしようとするものでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上段であります、スポーツ振興事業費の増、補助金、全国、全道競技大会選手派遣補助金132万9,000円の増額補正でございますが、少年団を中心に予想を上回る活躍がありまして、今後もさらに冬期スポーツでの活躍が見込まれるため、所要の増額補正をお願いをしたいというものでございます。

なお、8月末の執行済み額はおよそ約150万円でございます、当初200万円の予算を組んでいるものでございます。

次の屋内体育施設維持管理事業費の増、臨時職員賃金5万1,000円の増額補正でございますが、これはコミュニティーセンター大集会室、体育館の耐震工事に伴いまして、卓球の利用について当初はスポーツセンターでの対応を予定しておりましたが、指定管理者との協議の結果、他のスポーツとの間で危険性が伴うために、11月と12月の土曜日の夜間、計9回をあさひ体育センターで受け入れすることとし、それに伴います管理人賃金を増額補正をお願いしたいというものでございます。

一番下の段、学校給食運営事業費の減、賄材料費306万4,000円の減額につきましては、6月30日に発生いたしました体調不良症状事案により、8日間、給食を停止したことによる減額及び廃棄食材による減額でございます。

その下、手数料22万7,000円の増額

補正につきましては、原因究明のためのアレルギー検査手数料21名分の検査手数料でございます。

それでは、次に歳入を御説明いたしますので、27ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入でございます。

上段から5段目までは歳出の各費目で御説明をいたしましたマイナンバー制度に対応する各システムの作成及び改修にかかる国庫補助金でございます。

次、その下、農業費補助金、環境保全型農業直接支援対策事業補助金の増と農地台帳システム整備事業補助金、5,000円及び324万円につきましては、歳出で御説明いたしましたが、補助率は10分の10でございます。

一段飛びまして、女満別空港ビル出資配当金60万円の増額補正でございますが、これは町が出資しております400株の平成25年度配当金で、昨年度と同額の1株当たり1,500円の配当が決定したものでございます。

その下、不用物品売払代の増25万円でございますが、これはグリーンビレッジの畜産加工室の機械の売り払い代で、利用要望のない畜産加工室を廃止いたしまして、農産加工室として用途変更するための不用品の売り払いでございます。

その下の段、ふるさと寄附金の増、292万円につきましては、平成26年5月1日から7月30日の間にいただきました280件のふるさと寄附金でございます。

その下の図書費寄附金の増5万円につきましては、歳出図書費で御説明いたしました美禽の中山千津子様からの御寄付でございます。

次、29ページであります。上段、前年度繰越金の増、502万9,000円の増額でございますが、今回の補正に要する一般財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

次の段、小学校給食費の減、211万円の

減額と中学校給食費の減、138万9,000円の減額につきましては、歳出の学校給食センター費で御説明いたしました8日間の給食停止に伴います給食費の減でございます。

その下、各種検診料等会計負担金の増、69万7,000円につきましては、エキノコックス症検査受診者の増、水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴う国保会計分の負担金増でございます。

過年度母子保健衛生費等国庫負担金追加交付金8万1,000円の増額は、平成25年度未熟児養育医療費確定による追加交付分でございます。

その下、過年度障害者自立支援給付費等道費負担金追加交付金629万1,000円の増額につきましては、平成25年度自立支援給付費確定に伴います道費の追加交付でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 37ページです。教育費、町民会館維持費の今年度の変更のところなのですけれども、大きくまず1点目、6月議会に今後の日程、今後の予定ということで議決しておいて、今になって広く町民に意見を聞くという言葉等があったのですけれども、であれば6月のときと今、この計画の中で議会に説明した後、何が起きて、何の変更が必要になったのか、なぜそうなったのかをまずお聞きしたい。

続きまして、日程等が今、ずれているのかなと思うのですけれども、こうなると基本設計が終わった後、実施設計が入ると、実施設計は過疎債を使うのではないかとこの予定をお聞きしたのですけれども、そうなりますと、今度、その後、この建物の建築等に入るのかなと思うのですけれども、今回、この日程がずれることによって、今後の予定がどのように変わるのかというところも重ねてお聞

きします。1回目。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 6月の補正の時点で基本設計については年度内の完了ということでの御説明をさせていただきました。

その後、基本的な利活用に関する考え方をまとめ、利用団体、各関係機関、団体と協議を進めるための基本構想のたたき台といいますか、つくるのに庁内の検討の中で8月いっぱいくらいまでかかってしまったという状況がございまして、当初よりおくれたという部分がございます。

それによって関係する機関・団体、町民の皆さんのパブリックコメントも含めて一定期間を用いて、時間をとってやっていくことによって実施設計を27年度に今、予定したいということでございますので、実施設計の期間も一定程度確保しながらということもございまして、なおかつ基本設計をきちんとやることによって実施設計をやる段階で後手間にならないとか、そういうこともございまして、しっかり時間をかけてやるということの中で期間が延びてしまったということがございます。

過疎債という部分もございますので、27年度の実施設計に影響のないように、一定程度の早い時期に進められるように考えてまいるところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それでは、再度お聞きします。

6月議会では、ある程度の構想の中で上げたと僕は思っていたのです。それは多分、議決したときに僕以外の議員もそう思ったのだと思うのですけれども、その後というところが引かかるのですけれども、しっかりいいものをつくってもらおうというのは当然、町民の声としてはいいことかなと思うのです。

ただ、表現は悪いのですけれども、6月議会にかけておいてから実はということになりますと、では6月議会にかけるときにそこま

でやっていなかったのか、もしくはやっているということの中で、多分、僕は大きく変更を考えなければいけないのかなと、それでなければこの事由が発生しないと思ったのです。

ですから、再度お聞きしますけれども、6月時点での構想と現在の中身で何が大きく変わったことが生じたのか、端的にお答えください。

それと、先ほど予算の関係では27年度過疎債の予定ということなのですが、その辺については、今回のこの基本設計出す日程上で、特に大きく支障がないのかどうかお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 1点目の大きく変わった点ということでございます。

6月に皆様に御提案した部分については、町民会館の利用については教育委員会が主に利用として多く使っていきたいという考えを持っておりまして、その後、内部で協議したり、皆様の御意見を聞いた中においては、基本的には今、町民会館を貸し館として使っている部分の流れを継承してほしいという意見が多かったこと、それから当然、びほ一としての補完をするということには変わりはありませんでした。

それから、その他の利用、いうならば行政等で使う部分は補完するという部分でいきますと、私が当初、指示した部分とやはり修正をしなければいけない部分に時間を要したということでもあります。そのことについては、本当に私の立場で皆様におわびしたいというふうに思っております。

ただ、今いろいろ詰めて、それからいろいろな方の御意見を聞く中でいけば、本当に今、皆さんがこれから利用していく部分については非常に基本的な部分については時間をかけさせていただいた分、しっかりと整理されているというふうに思っています。

それから、今後の予定については当然、27年度で実施設計を過疎債を予定しております。

す。それには影響しない形での取り進めというふうに私どもは理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 最後になりますけれども、今、教育長から教育委員会の所管の建物で進めたいということは、6月のときにはよく聞きました。

あえてまた、教育委員会ではなくて町長に御質問しますけれども、当初、建てる建物がそういうふうな建物だということを聞いていたのです、僕たちは。僕は議員として。

今、貸し館機能だ、行政の補完だとなりますと、駐車場の問題だとか、用途の問題、もしくはそういう施設がそこに同じ建物を建てかえるのかという部分が御説明がされていないものですから、再度、今の町民会館の建てかえに当たって、町長の見解を再度お聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 貸し館機能は、私もやはり確保すべきだと、その上でびほ一が新しくなって、多くの方に利用されているので、それと機能分担しながらお互いの機能を生かした形でできるような建てかえをして目指すべきだということでは指示をしてきたということですので、私の中では一貫して考え方は変わっておりません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 31ページを含むマイナンバーのことで、幾つかお聞きしたい。3点あるかなというふうに思っております。

一つは、利用開始はいつからかということでもあります。

昨年5月にマイナンバー法が成立をいたしまして、これからマイナンバー記載の通知カードを国民に送られて、再来年1月から利用開始を目指すという方向かと思うのですが、まず日程的なものを確認をしたい。

2点目は社会保障、税、災害の3分野とい

うことで、今回も出てきているかなというふうに思うのですが、利用の分野はどうなっているか。行政内部だけでとどまるのかどうかということにかかわってお聞きしたい。

3番目は、個人情報の漏洩への対応がどうなっているかと、この3点であります。

これは3点あるよという通知を申し上げて1点目からということになるかと思うので、その3点でまずお聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） マイナンバーの制度の関係の御質問だと思います。

1点目の利用はいつからかということですが、マイナンバーの通知につきましては、平成27年10月に通知カードを送付するという予定となっております。

それとあわせて、マイナンバーカードであります。カードの利用につきましては平成28年1月からを予定しているところでございます。

2点目の個人番号の利用範囲の関係についての御質問だと思いますが、個人番号の利用範囲につきましては、法の中で定めているところでありまして、基本的には社会保障分野、それと税分野、災害対策分野についての利用が法では原則と定められているところであります。

これ以外の部分につきましては、例えば地方公共団体が独自で利用する部分については、それは条例で定めて利用するという事となっております。

3点目の個人情報の漏洩の関係であります。個人情報の管理につきましては、国で特定個人情報保護委員会を設置しております。マイナンバーの入っている特定個人情報の利用につきましては、事前に特定個人情報保護委員会の中で評価を受けて利用するという状況となっております。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 大江さんは今、3点と言ったから、本当は1点ずつやったほうがよかったから、三つ全部、説明してくれたか

ら、大江さんが言って一つ答えていないのは災害ということをおっしゃっていたのだけれども、その辺は、もし答えられるなら、ちょっと変則だけれどもあったら言ってください、なかったら大江さんの2回目にします。

お話できますか、主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 個人番号の利用範囲の関係だと思います。

基本的には、社会保障分野、税分野、災害対策分野に限られるということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） それでは順次、お聞きしたいと思います。

大変、このことについては全国的な議論があつて日本弁護士連合会も基本的にはマイナンバー法には賛成できないというようなこと、あるいは諸外国でも実施したけれどもやめた、あるいは方向転換しましたよと、制限するというような流れの中です。

したがって、これは一端、作業日程が入ったとしてもなかなか難しい問題が出てくるのではないかというように思っている。利用開始のめどがどうかということで、最終的には平成27年10月から国民に通知カードが送られて、平成28年1月から利用開始を目指すという大きな流れは承知していますが、写真入りのカード、個人個人の識別できるカード送られた段階で、私はこんなの嫌だというふうになってくる可能性が多分にあるというように思いますが、その場合に一定のボリュームで拒否されるということを想定した場合に、1人や2人、あるいは1,000万や2,000万拒否しても進むと、進めるということになるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 通知カードの御質問だと思いますが、平成27年10月に通知カードとして発送する分については、それは写真は掲載されていない通知となっております。

写真を掲載するのは個人番号カードであり

まして、個人番号カードにつきましては平成28年1月から発行することができるようになりますが、基本的にはあくまでも本人の申請に基づいて発行をすることとなっておりますので、そういうものが写真必要ないという方については申請をしないようになると思います。

あくまでも、本人の意志に基づいて申請、発行をするということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この点で3回目になりますが、例えば私が送られて利用しないよというふうになっても、制度そのものは粛々と進んでいくというふうに理解してよろしいですか。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） そのとおりであります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） では、2項目めに移ります。

社会保障、税、災害対策の3分野であると、利用はそうなっているということですが、政府のホームページなどでは民間企業で利用できますよ、金融機関で利用できますよというふうになっておりまして、そうなってくると表向きと実態とは大分違ってくのではないかなというように思うのですけれども、美幌町は最終的に音頭を取ってやっているわけではないので、我々は法律が決まって、政府がやれ、こういう日程でやれということで、今、予算の審査もしているのですが、そうなってくるとやはり実態はどうなるということをこの際、町民の中に明らかにしていく必要があるのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 番号法におけます民間企業に関する規定につきましても、法の中で定めているところでございます。

民間企業におけます個人番号の利用する場面につきましては、社会保障分野につきまし

ては健康保険組合の実施する事務、それから企業年金の実施主体が実施をする事務等となっております。

それと、税分野に関しましても、例えば給与所得の源泉徴収票ですとか、退職所得の源泉徴収票などにマイナンバーを利用することとなっております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） そういうことで、行政内部だけで使われるとは限らない中身になっていると、広がる、相当の広がりを持つのだろうということを一つは覚悟しなければいけないなというふうに思っています。

3点目に個人情報の漏洩問題です。最近ベネッセで2,070万人の情報の外部持ち出し、去年はYahoo!2,200万人、飛んで飛んで2011年ソニー1億261万人不正アクセスということで、国内でもこれだけ情報が漏洩するというような状況の中でやられる非常に漏れやすいというような状況の中で、美幌町はしっかりやるのだと言ってもなかなか厳しいものがあるのではないかとと思うのですが、名簿管理業務は外部に委託できる形になっているのです。最終的に、美幌町がどうするかは別にして、どこかの市町自治体などが名簿管理業務を外部に委託すると、ベネッセも外部に委託をしたところから漏れたという状況があるので、こういう点ではシステム上、大きな欠陥を持っているのではないかとこのように思うのですが、美幌町でやると、やらざるを得ないということでシステムがこれから作業が始まるのですが、そういう点でシステムが完全なものにはなっていないのではないかとこのように思うのです。その点ではどうでしょうか、システム上の問題として。

○議長（古舘繁夫君） 電算主幹。

○電算主幹（河端 勲君） ただいまの御質問でありますけれども、現状のシステムセキュリティについては、外部に流出の恐れのない対応策をとっております。

今回の番号法にかかる情報の流れというの

は、基本的にうちのサーバーを介するものではなくて、先ほど予算説明の中にもありましたけれども、中間サーバーというものにアクセスを行い、そこで個人番号を利用して各情報を取り入れるという仕組みになってございます。

したがって、そこにも当然、国サイドのほうでファイアウォール等の情報漏洩策は当然とる予定になってございますので、現時点でその情報漏洩ということについてはないということで、国のほうからは通知が来ております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 回数制限もありますので、まとめたいと思うのですが、要はこの情報漏洩問題でも外部には漏れませんということをベースにして信用が広がっているのです。

ところが、その中で漏れているというのが我々の今、やろうしているシステム構築なのです。

だから、簡単にどこかのお役所、あるいはどこかの政治家が考えているように、この制度は盤石だと言えないものに今、美幌町がかかわろうとしているということなのだろうと私は思って、そういう荒さのある制度、便利だという人もいれば非常に不安だというものの中で始まろうとしているのだということだけは申し上げておきたいと思えます。

もし、この点に関して100%情報漏れはありませんと、自信持ってお答えいただけるのであれば、御答弁いただいても結構なのですが。そうでないとなれば御答弁は要りません。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 情報の管理の関係なのでありますが、マイナンバーをつくる時、流れとしましては今ある個人コード、住民コードですね、それを地方公共団体情報システム機構に通知します。それによってマイナンバーが振られるということでありま

す。

それで情報の管理についてであります、例えば私たちの住所、名前、それから生年月日等がその機構のほうに情報として上がると、そちらで管理をするということではなくて、あくまでも情報の管理についてはそれぞれの自治体で管理をする、分散管理という形でなっております。

国のほうで、マイナンバーの関係でいろいろ周知をしているのですが、国が一元管理で全ての情報を管理するのではないかというような危惧がありまして、その点に関しましてはあくまでも各自治体、各都道府県、独立行政法人等でマイナンバーに関する個人情報についてはそれぞれ責任を持って管理をするということとなっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 35ページの予防費の高齢者の肺炎球菌ワクチンの説明があったのですが、もう一度、説明していただけないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、10月1日から新たに厚生省令で指定されまして、それで今現在、美幌町は平成24年度から実施をしております。

その部分につきましては、今は後期高齢者のほうで予算を組んでおりまして、今までやっている部分につきましてはそのまま継続しながらやっていくというような形でございます。

そして、今回、新たに……25年ですね、申しわけありません、25年度からやっております。

それで、国よりも先にこちら前倒しをして美幌町はやっていたのですが、今回、この法制化されたというようなことで、定期予防接種になりましたので、この予算を新たに一般

会計に持ってきまして、そして高齢者特別会計につきましてはそこを減額するというような形で、こちらの一般会計に振りかえる形にしております。

それで、今回の改正によりまして、5年刻みで実施することになります。ですから、これから4年後ですか、には全ての方が対象者になるというような形になるかと思いません。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） この5年刻みの方は無料で、無料接種ということなのか、公費負担で。

今の方は3,500円自己負担ありますよね、5歳刻みの方は無料ということですか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今とは方針変わりませんので、7,000円かかりますが半分の3,500円を助成する形になります。今と同じ方法ということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 5歳刻みの方も同じということなのかですか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） そのとおりでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 27ページのふるさと寄附金のことなので、参考まで。

これは寄附金いただいて、ありがたいことだなと思っているのですけれども、ちょっと勉強のため教えてください。

美幌町民が逆に他町村、市町村含めてこういう形でしていったという意味内容ということで捉えてもらいたいのですが、今、年度の途中なのですけれども、例えば25年度、こういう関係でこれをすれば控除を受けるという説明があったものですから、地元の控除を

受けるという意味では、逆に美幌町から逃げていくという表現は悪いのですが、表現は悪いのですよ。そういう関係でどのような、25年度を基準にしても、今、26年途中ですから、どういう形でそこら辺を押さえているのか、もし押さえているものがあればちょっと参考のため、お聞きしておきたいということがまず1点。

それからもう一つ、ふるさと納税という寄附金ですか、これに対してお土産というか、返礼な物をやっていると思いますが、これに対する寄附金は寄附金の額としまして、これに基づいて発生するそのお土産というか、返礼の品物、支出は今後、今、予算内の範囲内なのかどうかもありますけれども、今回、年度途中ですけれども、この26年度の途中の補正の話だと受けとめていますので、そこら辺の支出の関係、そういう意味でこの2点、勉強のため教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） ふるさと納税制度ですから、国民の方がどこの町村に寄附をするかは自由でありますので、美幌町民が違う自治体に寄附することが当然あります。

ただ、その実態がでは、何人が、どれだけ寄附しているかというのは承知はしておりません。美幌町がいただいたものについては、もちろん承知をしております。あくまでも寄附ですので、そこまでは把握はできません。

それから、2点目の美幌町は当初から特産品として、お礼という気持ちを込めて特産品をお送りをしております。

当然、寄附の件数、あるいは金額が多ければ多くなるほど、この特産品の支出経費についてはふえます。

御承知のとおり、平成26年度は春のアスパラの特産品では非常に寄附はそういった特産品を求めてというのは語弊がありますが、非常にそういう反響が大きくて、非常にたくさんのお寄付を件数いただきましたので、当然、支出がふえたということで補正をさせていただいたということで、当然、寄附がふえ

れば特産の支出のほうもふえていくと。

ただ、全額は特産品として出しているわけではございませんので、おおよそ半分以下というのが目安としてあります。

多額寄附金につきましては、半分とかそういう額ではありませんけれども、5,000円ですと2,000円から3,000円の範囲の中ということで行っておりますので、寄附があればあるほど、歳入はふえるということを取り組んでおります。PRもしております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 1点目の話、済みません、私が本当に勘違いであれば遠慮なく御指摘ください。

他町村に寄附した場合、その分、控除を受ける観点でいえば、私は美幌町で納めなければいけない、ある意味の何がしらのうち、例えば50万円札幌市にやると、私は単純に言えばその額に、今、額の話をしたらちょっとまた混乱招きますけれども、その控除を受けるというふうに捉えたものですから、そうすると控除申請、地元に対して、するわけですから、そういう意味で私は捉えているのかなという印象を持っていたものですから、そういう意味でこの制度がいい、悪いではなくて、結果として入ってくるものもあるかもしれないけれども、あえて言えば控除申請という形で控除した総額ぐらいは押さえているのかなと思ったものですから、勘違いでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） ふるさと納税は、ふるさと納税をしなければ住んでいる自治体に税金を納めます。住民税です。

その分をふるさと納税を使うことによって寄附金控除を受けて、その地元に納める税金を違うふるさとと称するところに移しかえるという行為だけでありまして、ただし、今、たしか2,000円だけがふえるはずで

寄附、ふるさと納税をやることによって2,000円、例えば10万円税金がかかっていれば、ふるさと納税をやることによって例えば自分の住んでいるところにも収める、違うふるさとにも一部を収めるとなると、2,000円は増額するのですが、その税を分けると、自分の住んでいるところに本来は100%納税をするのですが、その一部を札幌市なら札幌市に一部を分けるということになるだけの話でありまして、税金を移動させるという行為であるので、そこで実際にはふるさと寄附金はいくらでも寄附をする自治体に申し入れをして行うので、美幌町にどこの町村に何ぼ寄附をしたいという申し入れは当然ありませんので、その把握は困難であります。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第41号平成26年度美幌町一般会計補正予算、第3号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第42号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 議案第42号平成26年度美幌町国民保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 41ページ、お聞きいただきたいと思います。

議案第42号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説

明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に過年度補助金の確定に伴う返還金、それから社会保障税番号制度にかかる増額を行おうとするものでございます。

平成26年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,939万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

50ページ、51ページお開きいただきたいと思っております。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、社会保障・税番号制度の施行に際し対応するためのシステム整備のための委託料291万8,000円を増額しようとするものでございます。

その下、2款保険給付費につきましては、財源調整でございます。

3款後期高齢者支援金等につきましては、過年度分の社会保障診療報酬支払基金の額の確定に伴う増額補正12万3,000円でございます。

4款前期高齢者納付金等につきましても、過年度分の社会保障診療報酬支払基金の額の確定に伴う増額補正1万9,000円でございます。

6款介護納付金につきましては、過年度分の社会保障診療報酬支払基金の額の確定に伴う減額補正15万2,000円でございます。

次のページ、52ページ、53ページお開きいただきたいと思っております。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては、予防接種法施行令の一部改正によりまして水痘、高齢者肺

炎球菌ワクチン接種は法で定期予防接種と定められましたので、国民健康保険者加入分を含みまして、国保会計から負担するものでございます。53万8,000円を増額補正するものでございます。

その下、エキノコックス検査負担金につきましては、一般会計で御説明いたしましたとおり、検査予定者の増加によりまして国民健康保険加入分を見込みまして、国民健康保険会計から負担するもの、その分を15万9,000円を補正するものでございます。

その下、2項特定健康診査事業費につきましては、国保連合会の機器更新に伴う健康管理システムの改修委託料18万9,000円を増額補正するものでございます。

10款諸支出金、1償還金及び還付加算金、3償還金につきましては、平成25年度補助金等の額の確定による返還金が生じたので、2,560万円を増額補正するものでございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

48ページ、49ページ、お開きいただきたいと思っております。

2、歳入についてでございます。

48ページ、一番上、2款国庫支出金、1項国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては、介護給付費負担金の減額4万8,000円及びその下、後期高齢者支援金の3万9,000円増につきましては、平成25年度概算通知による国庫負担分の補正でございます。

その下、2項国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、補助対象経費、補助率3分の2の額154万2,000円を増額するものでございます。

4款前期高齢者交付金、25万9,000円の減につきましては、社会保障診療報酬支払基金から交付される、平成24年度の前期高齢者交付金の精算に伴う減額分でございます。

その下、9款繰越金、2,812万円の増

額につきましては、今回の補正に伴いまして、増額分を前年度繰越金で賄うため、繰り入れるものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第42号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第43号

○議長（古館繁夫君） 日程第9 議案第43号平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 55ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、予防接種法施行令の一部改正によりまして、高齢者肺炎球菌ワクチン接種は、法で定期予防接種と定められましたので、当初予算で後期高齢者医療特別会計で計上しておりました部分の10月1日以降の費用を一般会計へ振りかえるというものでございます。

また、社会保障・税番号制度導入にかかわる費用を増額補正するための補正予算でござ

います。

平成26年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ163万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,859万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

64ページ、65ページ、お開きいただきたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、先ほど冒頭で御説明いたしましたが、予防接種法施行令の改正による高齢者肺炎球菌予防接種の費用の減額補正でございます。229万3,000円を減額して、一般会計に振りかえるものでございます。

その下、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料につきましては、システム改修による費用66万円を増額補正するものでございます。

歳入について御説明いたします。62ページ、63ページ、戻っていただきたいと思います。

一番上の2款広域連合交付金につきましては、高齢者肺炎球菌予防接種分77万円を減額補正するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料の費用28万4,000円を増額し、高齢者肺炎球菌予防接種分152万3,000円を減額いたしまして、あわせて合計123万9,000円を減額するものでございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、3分の2といたしまして、37万6,000円を増額補正するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第43号平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号

○議長（古館繁夫君） 日程第10 議案第44号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 67ページ、お聞きいただきたいと思います。

議案第44号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度補助金確定に伴う返還金等の増額、それから社会保障・税番号制度にかかる費用の増額を行おうとするものでございます。

平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,296万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御

説明いたします。

76ページ、77ページ、お聞きいただきたい思います。

3歳出について御説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、社会保障・税番号制度対応システム作成委託料として、121万4,000円を増額補正するものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目施設介護サービス給付費につきましては、財源調整でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、平成25年度以前の所得変更、税額変更があったための還付金として17万4,000円を増額補正するものでございます。

2目償還金994万1,000円につきましては、平成25年度介護給付費、地域支援事業費の精算により返還金額が確定したため、増額補正でございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

74ページ、75ページでございます。

2歳入についてでございます。

75ページの3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、69万2,000円を増額するものでございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金につきましては、平成25年度介護給付費の精算確定により653万2,000円を増額するものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費費用として52万2,000円を増額するものでございます。

2項基金繰入金につきましては、国庫負担金、支払基金交付金、道支出金の増額により、基金から248万円を繰り入れ、増額す

るものでございます。

8款繰越金につきましては、平成25年度の繰越金110万3,000円を計上するものでございます。

以上、御説明をいたしました。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第44号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第45号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の79ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、個別浄化槽設置箇所の確定による工事請負費などの補正であります。

この中で、大きなものは浄化槽からの流末処理に要する費用であります。

当初予算の計上は、全て放流管設置を見込んでおりましたが、実際の施工では放流先までの距離の増、放流先が確保できない等の理由により、放流管の延長増、さらには浸透枡を設置したものが6件生じたことによるものであります。

このほかの増加要因としましては、資材費、労賃の増、さらには遠隔地への設置による運搬費の増であります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ456万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,822万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正で御説明しますので、82ページをお開きください。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第45号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 認定第1号から

追加日程第6 認定第6号まで

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第1 認定第1号平成25年度美幌町一般会計歳入歳出

決算認定について、追加日程第2 認定第2号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第3 認定第3号平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第4 認定第4号平成25年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第5 認定第5号平成25年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第6 認定第6号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題とします。

お諮りします。

本件については、6名の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成25年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第6号平成25年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6名の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さん、4番上杉晃央さん、5番早瀬仁志さん、6番松浦和浩さん、8番岡本美代子さん、以上、6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めま

す。

したがって、ただいま指名しました6名の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎追加日程第7 認定第7号から

追加日程第8 認定第8号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第7 認定第7号平成25年度美幌町水道事業会計決算認定について、追加日程第8 認定第8号平成25年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題とします。

お諮りします。

本件については、5人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成25年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第8号平成25年度美幌町病院事業会計決算認定については、5人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、3番中嶋すみ江さん、9番坂田美栄子さん、10番吉住博幸さん、11番橋本博之さん、13番大原昇さん、以上5名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めま

したがって、ただいま指名しました5人の

方は、企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩をします。

再開を5時40分といたします。

休憩中に両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

午後 5時22分 休憩

午後 5時42分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました、両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に上杉晃央さん、副委員長に早瀬仁志さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に中嶋すみ江さん、副委員長に吉住博幸さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎追加日程第9 意見書案第9号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第9 意見書案第9号釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長に

おいて別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第10 意見書案第10号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第10 意見書案第10号軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書についてを議題といたします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第11 意見書案第11号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第11 意見書案第11号軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第12 報告第11号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第12 報告第11号健全化判断比率について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第11号健全化判断比率については、これで終わります。

◎追加日程第13 報告第12号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第13 報告第12号資金不足比率について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第12号資金不足比率については、これで終わります。

◎追加日程第14 報告第13号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第14 報告第13号放棄した債権の報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第13号放棄した債権の報告については、これで終わります。

◎追加日程第15 報告第14号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第15 報告第14号平成25年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第14号平成25年度教育委員会

の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎追加日程第16 報告第15号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第16 報告第15号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第15号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第17 報告第16号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第17 報告第16号例月出納検査報告について、5月から7月分まで、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第16号例月出納検査報告については、これで終わります。

◎追加日程第18 議員の派遣について

○議長（古館繁夫君） 追加日程第18 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のとおり派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は派遣することに決定しました。

◎追加日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（古館繁夫君） 追加日程第19 閉会中の継続調査について、各委員会からお手

元に配付した印刷物のとおり申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申しのとおり承認することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 会議を閉じます。

これで、平成26年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 5時49分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員